

# 關西大學學報

第 三 百 三 十 二 號

昭 和 十 年 九 月

- 大學法學部の學問的並びに社會的使命……  
木村健助譯……(一)
- 支那見學小記……新町德之……(九)
- 浪華儒林傳「藤澤東暎先生」……石濱純太郎……(五)
- 學 內 報……(七)
- 第二學期始業——專門部第二部補缺入學——夏期  
語學講習會——教員異動——學內消息
- 校 友……(六)
- 昭和會——關門支部——經拾會——動靜——住所移動
- 學 會 消 息……(三)
- 關大スポーツ……(四)
- 沙翁の句讀法……榎本金次郎……(六)
- 讀 後 感……赤羽豊治郎……(六)

Yoshihito

辯護士、法學士  
借地借家調停委員  
金錢債務調停委員

古野周藏 著

四六判上製  
二六〇頁

定價 壹圓參拾錢  
送料 拾錢

# 借家法と調停の話

新刊

法律は判例によつて成熟する。借家關係諸法規は運用の實際と照合してのみ理解せられるであらう。本書は、第一話「借家關係法」から第七話「造作買取請求」に至る迄に、借家關係法の社會的性質から、家主の義務、借家人の義務、家賃減額、家賃値下、借家契約の終了等に至る迄、昭和十年三月迄の判例を對照しながら詳述してゐる。第八話「裁判と調停」は、裁判と調停の實務を説き、第九話「調停法批判」は、借家人との對話、家主との對話、調停委員との對話、司法關係者との對話に分類して、調停の實情と調停の精神とを簡明、平易に叙述してゐる。第十話「借家關係法略説」は民、法、借家法其他借家關係法の條文と共に、其の精神を明らかにしてゐる。しかも著者は「借家法の話」及び「賣買法講話」の筆者で、辯護士生活十七七年の経験の上に、調停委員としての閱歴をも持たれる此の點に於て本書は、著者として實に最適の人を得てゐる。法律専門家、調停委員は勿論、借家に利害關係を持たれる全家主、全借家人の必讀、必携の書としてお薦めする。

新刊 計理士

西垣實著

# 商業組合の設立と經營

四六判上製  
紙數 三七〇頁  
定價 壹圓五拾錢  
送料 拾錢

大口喜六氏本書に序して曰く——計理士西垣實君各種組合の顧問計理士として、其の經營指導の事務に執筆する傍ら、「商業組合の設立と經營」の一書を公にせらる。今之を通覽するに、第六十三回帝國議會に於て中小商工業更生の一策として可決せられたる、商業組合法に依る組合の設立と經營とに關し檢討せるものにして、商業組合設立者並に經營者にとりて絶好の參考書なりとす。(下略)

株式會社

大 同 書 院

東京駿河臺中央大學前

振替 東京一八二一八番  
電話 神田二二二番

大阪北區梅田新道

振替 大阪三九一七番  
電話 北區一五六七番

# 大學法學部の學問的並びに 社會的使命

ジエニー教授  
木村健助 譯

本稿は一九二四年十一月二十四日フランスのナンシー大學法學部復興六十周年紀念祭に當り同法學部長フランソワ・ジエニー François Gény 教授のなした『現時に於ける大學法學部の學問的並びに社會的使命——その使命はナンシーに於て如何に了解され實行されるか La mission scientifique et sociale des Facultés de droit à l'heure présente. — Comment elle est comprise et pratiquée à Nancy』と題する講演を譯述したものである。この講演は既に今から十年前になされたものであるが、今年丁度關西大學の創立五十周年に當り、殊に本學が法學教育に永い歴史を有することを思ひ合せて、ここにわたくしに許された紙幅に抜抄譯出してみた。講演者ジエニー教授の名は我國に於ても夙くフランス自由法學の傳へられると共に知られておる。今世紀に於けるフランス私法學者中最も大なる影響を學界に與へたものはジエニー教授である、とかつてデュギー教授は言つた。そのジエニー教授の法學及び法學教育に關する基本的な考の一斑をこの講演の中にも窺ふことができやうと思ふ。尙この講演は翌一九二五年にパリの書肆シレーから小冊子として印刷出版されておる。本稿もそれから譯した。以下八ポイント活字を用ひた部分は本文をほぼ逐字譯に、六號活字の部分はその大意を要約してみたのである。(譯者)

ナンシー大學法學部設立の沿革については、同法學部は一七六八年より一七九三年までナンシー法科大學として小規模の存在を保つて一旦廢せられたものが、一八六四年一月九日にナンシー大學の法學部として復興再建されたものである。今この復興六十周年の紀念祭に當り、先づ本學部の活動の歴史を述べ歴代學部長並びに過去に於て在職せる諸教授の功績を讃へ、更に本學部出身の代表的人物の名を擧げたい……………(省略)

以上甚だ簡單ながら本學部の過去について讃仰の辭を述べ、予はこれより諸君の前に本學部を代表して語るべく予に與へられたる名譽の責を果すために、本學部の現在の使命並びにその最も近き將來に於ける使命を考へてみたいと思ふ。予は未曾有の大戦のにがき經驗によつてわれわれに與へられたところの、また高き價を拂つて獲ち得た戰勝の後の爲すべき多くの責務によつて更に強調されておるところの、左様な今日の情勢の中に立つて、現時に於ける我がフランスの大學に關する範圍に於て、大學法學部の學問的並びに社會的の任務をば如何に考へるかかかる任務は我がナンシー大學の最近に占めておるが如き前哨的地位に於ては如何にして果すべく豫期されて來たか、かかる任務を果すために如何にナンシー大學法學部が……………好適なる位置におかれ且つ完全なる組織を有しておるか、といふことを述べてみたいと思ふ。

これによつて或は予は舊來の或種の思想と衝突するかも知れぬし、また予は不謹慎にも未來のことを約束するかに考へられるかも知れぬ。假に然することが不謹慎だとするならばその不謹慎はことさらに獨り予が責を負ふべきである。

しかし恐らくは予は熱意に滿ちよく國に盡さんと欲する青年の前に、これらの未だ十分に氣づかない若干の世界を展望せしめ得るだらう！ これこそ予の最も願ふところである。

少くとも予は現に事實として既に本學部の研究又は講義より生れたるものを示し、また更に一般的にはこのローレーヌの大學に於ける本來の仕事が何であるか何であらねばならぬかといふことを示す機會であらうと思ふ。かくの如くして予は予一個の意見としてでなくして、この講演の特殊なる目的に入ることができらるであらう。

## 二、

從來久しく一般の意見として、今日も尙俗見としてのみならず教養ある人々の間にも間々ある意見として、すべて大學法學部なるものは嚴正に職業教育的な使命、即ち青年をして司法行政に關する職業に従事するための準備をなさしめるといふ使命を有しておるとされてゐた。

然しながら、この意見はフランスの法學教育の或る方面に有力ではあつたが風に多くの抗議を受けて、大學法學部の教育は從來の狭い目的を擴充し新たな方針を採ることになり、先づ前世紀末の學制の改正を手始めとして、以後新方針に基き廣汎なる範圍の各種學課がとり入れられることとなつた。そこでむしろ今日に於ける問題は、これらの溢るばかりの多種類の補助的學問を如何に有効に整備し、如何なる指導精神を以てこれを研究發展せしむるかといふことである。詳しい見解は人によつて異なるだらうが、法學教育に關して基礎となるべき二つの點があることは確かである。

その一つはフランスの各大學法學部は第一に法 *Droit* といふものを研究し教授しなければならぬことである。この法 *Droit* といふ語は法學部固有の任務を特質づけるに十分である。フランスに於て『法學部 *Faculté de droit*』なる傳統的な呼び方をば更に語をつけ加へて補足しやうとする企ては近頃斷念されたが、理由のあることである。それは名稱を擴張するといふ名目の下に却つて曖昧にし又は恣に制限することにはかならないからである。——次に他の一つは、法それ自ら

の一般的なる或は特殊なる概念は、法の目的をかなり明らかに表はしておるといふことである。人間は世の中に出てすべて得らるる限りの享受にあつからんとし、『財産 *Biens*』といふ一般的名稱の下に了解せられるあらゆる利益を我物としやうとする。人間はその信仰によつて、その慾念によつて、その情熱によつて、その本性の根底を爲す幸福の願望によつて刺戟される。しかれども人間は元より必ず社會を形づくつて生活しなければならぬ。各人が己れの利益を求むれば他人の對立的利益に衝突する。個々人の精力制限と萬人の均衡とによつて、人間社會に於けるこの對立的慾望を調和し根本的秩序を維持するには、ここにそれがための規律が必要である。それは良心に對して用意されたる倫理的規範のみでは不十分である。あらゆる反抗を抑壓し、必要の場合には實力を以て行ふ強制的制裁を備へたる、外部行爲の指導が必要なのである。かくの如きものが不法即ち社會生活の外面的秩序に關する規律なのである。

然らば、かくの如き規律は何處より生ずるか？ その内在的基礎は何であるか？ そこに多くの遲疑や異論が起るだらうが、予はその原理を次の如くであると信ずる。

國家制度によつて形成されたる有機的社會にあつては、法は各個人の意思を統制し得るところの國家によつてのみ、また國家内に於てのみ有効に實現され得る。而して國家は公なる司法行政によつて運用されるところの正規の條章即ち法律といふものによつて、法なる規律を表示する。

文化民族の間に於て久しい昔より確立しておる右のごとき事實狀態を見て、一つの思想、それは簡明なそのものによつて魅力を有する一つの思想が現はれて、それが總てについての説明をなし得るものとされた。それは國家萬能の思想である。國家は至上性を有するが故にその欲するままに法律を制定し、その法律を己が機關をして適用せしめる。唯國家自ら適當なりと判斷する場合にのみ自ら制限

を行ふが、もとより便宜上の理由に出で國家の任意に決するところである。かくの如くして法なる規律は國家の至上的意思の結果以外の何ものでもない。

かかる考は尙近代の法學說の上に強い影響を残してはおるが、予をして言はしむれば、明かに承服し難きものであり、われわれの精神の求むるところと又並びに社會の必要とするところとを満足せしむるには元より不十分である。事實上かかる考は、沿革的に國家に先だつところの法といふものの發生及び基礎をば説明し得ない。かかる考は社會の嚮導を一個の權力の意のままに委して、脆弱なる暫定的なる地層の上に立たしむるものである。國家は決して力または數において優越せる人々によつてのみ代表されるのではない。何故ならばかれらは精々利害・感情または氣紛れによつて動き、早晚より弱きものに對する專制壓迫に到らんとする有力者流多數者流に過ぎないからである。更に他方より言へばわれわれは循環論法に陥ることとなる。そもそも國家構成のそのために一つの規律を要するわけであるが、この規律は何れから生ずるか？ 論者は次の如く言はざるを得ないであらう。即ち國家の生れるのは事實によつてであり、たとへ單なる騒ぎの結果でないにしても事變の結果であると。國家の生れるのは純粹なる力の現象である。しからば結局方のみが法をつくとなし、またむしろ法をば力と混同するところの……厭ふべき考に到達することは避くべからざるところである。

それ故に、厭でも、個人個人の意思を超えたる一つの規律の存すること、その發生は神秘的であるとするもその存在は確實であり、萬人に對して課せられ、國家に對してさへも課せられるところの、又すべての現實につくられたる法の基本となるところの規律が存することを認めねばならぬ。これが即ち自然法 *Natural* の規律である。自然法は人間の理性が徐々に事物の本性から抽出し來り、これを理想的典型に合すために絶えず洗練改善し、それに完全に到達することを得ざるもより一層近づかんがためにわれわれの意識がそれを目ざして不斷に待望

努力するところのものである。この規律が示唆して作らしめるものが成文法である。故にこの規律によつて國家それ自身も支配され制限を受ける。これがギリシヤにローマにキリスト教會に又フランスに傳はるところの法なのである。われわれの努力に値するところの、必ずわれわれの熱心なる探究を促しこれを支へ得るところの唯一の法なのである。

右の如き考へ方が獲得され、否むしろ取戻されれば、如何にして大學法學部の任務が擴大され、發展され、敷衍され、上昇さるべきであるか、容易に認識することが出来るであらう。

法學部といふものにとつては、も早國家の機關を一つ一つ分解し、或は成文法を認識し・了解し・説明することのみがその關するところではなくなる。一步を進めて、その技術的手段に外ならないところの國家及び法律の上に立ち、法の深き淵源を探ね、その缺くべからざる屬性を明かにし、これを支配する最高の正義に據つて必要なる修正を豫見しなければならぬ。

然らばこの最高の正義の包容するところは何であるか？ それは如何なる探究すべき世界を示しておるか？ その正義の發現を窺知するには如何なる注意を要するか？ この注意を必要とする事情は時代と場所とによつて變動するが故に、注意をさまざまの方面に向け絶えず新たにしておくための努力を要する。

この努力を續けて行くに當り、われわれは數學や物理學や自然科学の研究において與へられるが如き支點を持たない。われわれは廣大さに於て測り知るべからざる且つ客觀的啓示の表はることなき理想に面してゐるのである。わずかに見得るものは微光に過ぎない。而してわれわれは自己の發見を證明し、その結果をば計算・觀測または實驗の方法によつて他を承服せしめるところの學者の満足をもち得ない。われわれの發見は永久に論争の主題として止り、際限なく疑問に附せられ得る。もしもこの點がわれわれの學問の確かに一つの弱點だとすれば、そ

れがあらゆる障碍を超えて、和し難き利害の衝突の中において、願はしく又可能なる衡平を維持せしむるに成功したときは亦一つの誇でなければならぬ。

もしもここに心高潔にして熱意ある青年があつて、社會に初めて眼を向け、そこに多くの不平等を・當然ならざる不幸を・あらゆる種類の危険を・偶然なる運不運の結果を見たならば、かれの良心はそれに因つて容易に轉倒するであらう。しかし必ずかれは知らねばならぬ。これらの變調的對照は如何にしてその成立の理由を説明されるか、偶然に基くかの如く見えるこれらの特典は如何にして正當視されるか、これらの厭ふべき劣位は如何にして償はれるか、相互に表面甚だ無關係に見える其底に如何なる深き秩序が隠されておるかといふことを。殊に研究しなければならぬことは、事實なる結果は絶対に受け入れねばならぬか、如何なる程度において受け入れるべきかといふことである。審かに考へねばならぬことは、人間社會の中に今少しく眞實の秩序と根本的調和とを導入するために、これらの結果を訂正し、進んで改變し又は覆へず餘地があるか如何かといふことである。而してそれは無限の慎重さを以てしなければならぬことであり、その關するところ重大なるが故に、また永い間に漸次にしなければ實現し得ないことなるが故に、敢てこれを試みるがためには、人と物とを其社會的關係の細點において特によく研究してみなければならぬ。且つそのためには人類を導き又は向上せしめ得るあらゆる規律を併せて嚴へてみねばならぬ。

### 三、

上述の如き理由により、大學法學部におかれる研究科目は其數を増加して、これによつて純粹なる法學の授業といふ古い幹の圍りに、若さと強さを再生せしめ得る多くの新しい花を咲かせることが必要だつたのである。

そのため先づ何よりも先に、有力なる法理學が必要である。何故ならばそれは我法學部の教室に溢れる學生たちにとつて……その來つて聽かんとすることに纏

まりを付けるために必要なのみならず、更にまた全研究分野を高所から俯瞰するがために、最初よりそれに依つて深い示唆を見出して原理と窺局目的とに關する不斷の思索によりこれを生かし・導き・修正するために必要である。

しかし總ての思辨も經驗によつて證せられ又生かさねなければ無益である。ここにおいて歴史といふものが入り來るのである。歴史は其形においてはローマ法・フランスの政治的または民事的歴史・封建慣習法・革命法・更に現代の立法判例學説の絶えざる變遷に伴ふ法の進化の歴史と數多くさまざまではあるが、正に歴史はわれわれの諸研究において首たる任務を演ずるものである。——歴史の研究は比較法の研究によつて更に展開する。比較法は法史の時間的經驗と並んで空間的經驗を表はし、よりよく作られ又はより大膽に作られる諸立法を比較對照することによつて、われわれをして善く將來を推知することを得しめる。——これらの法史上の並びに比較法上の法制の中に就いて、ローマ法は——およそ古典的素養におけるラテン語の如く——優れた位置を保つておる。何故ならばローマ法は自然法の最も簡單明瞭なる掟を基として、古へのローマ人の特性たる社會秩序についての鋭い感覺を以て、漸次に極端にまで發達せしめられた制度の完全にして生ける典型を示し、かくして依然ローマ法は有力なる法學教育の無比の指針であるからである。

しかしながら近代文明は、應用學術の發達・交通並びに通信方法の利便・取引の増加に伴つて生ずる人間相互間の諸關係の新規性と複雑性によつて、且つ又現代の人心を執拗に惱ますところのよりよき幸福を求むる欲望によつて、古代に於て殆んど知られなかつた諸問題を誘發した。これらの問題を解決するために、比較的新しいしき一つの學問である經濟學が徐々に構成された。而してこの學問は大學法學部において確乎たる地位をもつことになつたが、その理由はこの學問が永い間人々の満足し來つた『財産 *Right*』といふ初歩的觀念を明瞭ならしめ且つ若

干の點に於てこれを修正し、『社會的富 *social wealth*』といふ考へ方より出でたる從來と異なる見解をば元來簡單なる自然的正義の理論の中に導き入れたからである。事實上社會に於ける『秩序』の維持と發達のために必要なことは、生活財の生産・流通・消費殊にその分配に關する最上の掟を探究し・解明し・適用することである。その上に立つて數多の紀律が蓄を開き、重要な富の種類即ち農業上の・工業上の・商業上の・海上の・殖民地の等々の富の種類を増加せしめるのである。これら各方面の富はそれぞれ分化した特質を示し更にまた無限に分れ得るのである。而してここにも亦事實を認識するために經濟學說に通曉するために歴史の助けを藉りることが必要であると思ふ。これら富の多様性はより高きより完き一つの觀念の下にあつて榮える。その觀念は社會經濟なる觀念にして、それは富の價值に對する人間性の倫理的價值を明かにし、嚴正なる意味の經濟を啓示し必要に應じてこれを立直し、またこれを自然的の支配的觀念と直接に結びつけるだらう。

人間相互の個人的または共通的關係を支配する掟に對し、一方に於いて國家 *Etat* とは何かといふ問題、換言すれば國家を構成する權力を備へたる統治 *Gouvernement* とは何かといふ問題、並びに全體としては國の政治的及び行政的生活を綜合し國家領域に應ずる統治の分掌といふ問題が存在する。この點からわれわれは公法の分野に入るのである。公法は既に久しく研究され、今日に於ては國家機能の發達に従ひ廣汎なる範圍に及び且つ支配さるべき國民の手に憲法を託するところの民主思想及び人民統治權の思想によつて面目を一新した。かかる状態に於ては如何なる問題が現はれて法學者の研究を要することとなるか？ それは容易に知ることができる。秩序を保ち自立を尊ぶ國に於ては權力と自由の缺くべからざる調和が如何に困難に見えるか、これが即ち考究を要する問題なのである。

次に、もしもわれわれが若干人爲的なる國境を越えるならば、もしも國家相互

間の關係又は諸國家に屬する人民相互間の關係を眺めるならば、そこに古人の殆んど想到しなかつた而も漸次擴大し複雑となつて來た新らしき法規の對象即ち實際的世界が展開されておることがわかる。ここに在つては獨立主權相互間の行動の強制的掟を定めてこれを守るといふことが問題である。而してこの問題の解決をたとへ不可能でないにしても困難ならしめるものは、總ての國家に對して『正しき規範 *juste norme*』を課すために其資格と實力をもつところの正當に承認された上位者即ち超國家なるものの存在しないことである。然しながら、それによつてもしかもかくの如き『正しき規範』の存在と價值とを否認するものがあるとするればそれは理由あることだらうか？ 確かに否である。精神的及び自然的法則は個人を支配する如く國家を支配する。この法則は國家に對しては一層よく形式的構成を脱却したものであり、むしろ更に純粹であるだらう。……………

すべてこれらの法理・法史・經濟・社會經濟・公法・行政法・國際公法・國際私法の研究の如は——たとへ今日既に廣く耕されてはゐるとしても——舊來の基礎的な法の稍乾燥不毛なる地質によき濕ひを與へて肥沃ならしめたに違ない。もともと此舊來の基礎的な法の定型をなしておるものは民法であり、民法は總ての法規の主要なる根底を爲し、傳統的には其部門として商法・訴訟法・刑法をもつてゐた。しかしこれらの古風の紀律は、社會生活運動が決定する新しい方針に影響されて絶えず改新される。即ち我民法は平等思想・連帶思想によつて推進され、諸隣邦の立法例によつて導かれ、徐々に狹隘なる『市民的 *Bourgeois*』性質を脱し、比較法的な姿の下に世界化して來た。商法は不斷により複雑化する社會の要求に應じて、且つ現代の商取引の生活に一貫する迅速・簡易及び努力節約の觀念に適合して、次第に可撓性を増し、其形式の簡潔さによつて逆に民法そのものの上に有力なる影響を與へておる。刑法は十八世紀以來社會制裁といふ問題を中心として集中されたる哲學的思索の特權世界となつてゐたが、社會の防衛と自由の

保障とを絶えずよりよく調和せしめんと努めておる。而して刑を定めるのに最初は單なる威嚇の方法により、次で懲戒・矯正または精神的改善の手段により、最後に刑學の仕上げを見るに到つた。嚴格なる訴訟手續さへも環境に促され、それぞれ形を異にする民事・商事・刑事及び行政の手續が相接近して、舊慣を脱し必要なる改造を求むるに至つた。

かくの如く世界大戰の恐るべき教訓以前に於ても、法學の廣い包容力がよく示され、その小さからぬ成功として大學の法學部を他の學部に接近せしめたることもまた綜合大學を形づくる各部すべての特に願はしき合同と協力に貢献したことを擧げることができる。

たとへ大學における擴大互協の運動は、一般的原因により到るところに於て行はれたとするも、ナンシー大學の中に於てその最も確乎たる同志を見出し、引續いてその最も眞摯なる支持を受けて來た。

それについては今予は戦前のわれわれの仕事が示しておるところの多くの事實を擧げてこれを語らしむれば足りるであらう。

#### 四、

ナンシー大學法學部においては、前述の理由により研究擴充のため多くの補助科目の講座が増設され、それぞれの成績を擧げておる。其中で經濟學の講義は既に法學部復興の一八六四年より自由講義として開かれてゐたが七七年に正科目となつた。次に歴史に關する諸講義ではローマ・フランス法史とフランス封建慣習法史とが六七年以来、フランス法史が八〇年以来、私法史と公法史と經濟學史とが同じく八〇年以来、フランス東部地方制史が九九年以來開講されておる。次にまた國際法の講義は六七年以來萬民法のそれが開かれてゐたが後間もなく國際公法と改められ、國際私法の講義は九四年に開かれた。次にまた公法關係の講義は從來フランス公法に限られてゐたが、七八年に一般的な憲法の講義が開かれる

ことになつた。更に自然法の講義は八七年以來行はれることになつた。尙社會科學といふ講義が九九年から開かれた。尙また民法の特別部門としては登記法の講義が七四年から開かれ、民法特殊研究の講義が九九年に開かれ後一九一三年に比較民法といふ題目に改められた。右の外に法學部附屬研究機關として商事研究所 Institut commercial が一九一一年に開設された。

かくの如き發展の途上に世界大戰が起つて、法學部は一般研究目的についても亦その地方的活動についても異常の影響を受けることとなつた。

#### 五、

(省略)

#### 六、

ナンシー大學法學部は、大戰後教官については死亡・退職またはストラスブール大學再建のための轉任によつて甚しく其數を減じたが、我國將來の必要に應じ上述せる如くわれわれの前に展開された新らしき道程に就いて前進せんがためには、先づ斷然その を改め且つ必要な緊縮を行つた後、時代の最も急務とするところに従つて補助的學問の若干を更新しなければならなくなつた。

かくの如くして大戰以後中斷せる自然法の講義を昨年法學研究の哲學的入門といふ題名の下に復興して再び講義を開いた。この講義の題名は従前のそれより一層獨斷的でなく根本的な意圖に合致しておる。われわれの考へるところでは、一方に於て一般的哲學が容易に示し得るところの智識の秩序の中に法學研究の初心者導き入れることが必要であり、また他方に於て研究繼續中反省及び批判的精神を緊張して保つことが必要なるが故である。……………

また——社會科學の講義は引續き同じ確信を以て講ぜられ、總て特殊問題についても選ばれたる聽講者の傾聴するところであるが、その講義の外に——特に現



時の國際問題に精通し屢々これらの問題の解決に参加したところの我が最も若き教授の一人は、この數年間多數の鹽講者に對して三つの連続公開講演によつて現代國際間に於ける最も刺戟的な問題たる國際聯盟・ヴェルサイユ條約・近東問題を講じた。

また一方に於ては、我が若き同僚の經濟學者たちはロレーヌの協働組合聯合の招聘に應じて、現下の協働組合の問題をなすところの多くの事實や學說について——全く客觀的にこれを解説しつつ——かれら同郷市民たちにその手解きをしておる。

この明かに學問的性質を帯びたる大學普及運動の仕事の外に、法學部は大戦に因る異常の窮乏のため餘儀なくされておる勞力節約の目的を達せしめるために、手近に於ては學生の實際的素養の習得を豫め切り詰めて爲さしめんとし、また同時に公私諸團體から日増しに依頼の多くなる無資力學生をして之に加はらしめんとし努めておる。このために大戦後から法律、實地、教授科が開設され、それは民事・裁判・行政の三部に分れ廣く經驗を分ち助言を與へておるがその仕事は當ナシ市の退職實際家諸氏の好意ある協力を得て著しくその價值を高めたのである。これらの實際家諸氏が熱心と献身と更に興味を以てわれわれに協力を與へられるのは感謝に堪えないところである。

これと同種のもので一層大なる基礎と一層數多き分科をもち、大戦中中絶してゐた後一九一九年十一月再び開設された我が商事研究所である。研究所の成績は年を逐ふて大に擧り、研究生の數の増加によつても亦かれらをして商業上・工業上の奮闘に備へしめる強力なる準備の價值によつても、次第に認められておる。

更に予の附け加へやうとするのは、いつもながら當ナシ市の助力に對しても感謝しなければならぬが、大學内の連帯を一層緊密に維持すべく努め得たこと

である。それについては或は鑛業立法または藥業法の講義のために隣接學部にわかれわれの専門研究を分ち、或はわれわれの商事研究所または法律實地教授科の完全なる組織を作るために文學部・理學部・醫學部の同僚諸氏の協力を乞ふたことである。

しかし何よりも最もわれわれの力を盡したことは、學生の自發的勉學の力を發達せしめ強化せしめんとしたことである。確かに今日に於てはも早法學部の學生は、少くとも學士號のみをとればよいといふ學生が、大學内のかれらの學友の間に交つて、恰かも道樂仕事として眞面目なる勉學と兩立しない他の職業に従事するためそれに必要な時間をあて、毎日講義には唯數時間のみ出て試験にどうにか中等の成績をとり得た、と言はれるやうな時代ではない。最近に定められたる試験科目並びに試験施行規則はかくの如き風評の發生を徹底的に根絶せしめた。今日では法學士の稱號は三年間正規に勉學に従ふことを必要とする。各年末には嚴格に編成施行される筆記試験を要し、それは口頭試問の間々偶然的な成績を補充し調節する。而して漸次經驗の示すところによれば、狭い限度に於ても講義に精勤を缺くことは成績を擧げんとする者に屢々致命的である。如何なる場合にも極めて嚴重であることが知られてゐる大學院の試験はいよいよ複雑となり且つ程度を高くされた。——しかし以上のすべてを以てしても未だ十分ではない。最も必要なことは、學生の餘りに自ら受け身となりがちの態度を改めさせ、その精神的活動を刺戟し、その批判力を訓練し、自ら思索すべく・學問の仕事に協力すべく・のみならず機會あらばかれら自身に著作をなすべく導くことである。この結果を助長せんために、見識ある地方團體の助力をかりて、學生たちに常に開放された一つの研究室を設立した。この研究室にはかれらのために基礎的參考書や、判例集や重要雜誌類や統計其他の文獻を、畧言すれば各自の有效なる勉強のためのあらゆる手段を自由に用ひ得らるるやうに設備してある。かれらはそこで學友

と會ひ互に意見を・疑問を・解決の方法を交換し合ふことができる。かれらは又そこで教授たちの來るのに會ひ、教授たちはその出席によつて・その助言によつてその指導によつて望ましい共同勞作をつくるに到らしめる。この勞作は講演や實習となつて現はれ且つ繼續される。それはかつて數限りなく様々の質疑や筆記や條文解説や判決の註釋や口頭の説明や討論など形の下になされたものが纏まつたのである。それ故に初學者の入門第一年目のさやかな練習より、最も優秀なる博士たちに課せられた教授資格檢定の講演に到るまで、その仕事は總ての研究生たちをして知らず知らずの間に學問の嶺に登らしめ、且つ研究の集約的收穫を以て貴き生産の土地なることを保證するであらう。

大戦によつて改新更生したる我法學部の最近の事業をこの上に繰返して説くのは適當でない。我法學部の前途に尙如何に廣範圍の仕事の豫定が示されておるかを知り、且つ法學部がその豫定を遂行する決意をもつことを、法學部の名に於て肯定すれば足りる。

しかしわれわれの努力が確實に成功するのに最も缺くべからざる協力は、實は唯一の協力であるが、それは大學の青年學生たちの智識的並びに道德的協働の中に存し、かれらがわれわれの使命の日ざすところとそれに到るに十分なる手段とを深く考へてくれることである。

大戦以來、青年學生たちは冷たく實利的である、狭く實際的である、甚しく現實的であると好んで評せられておる。しかし恐らくは空想を去ること、或種の幻影を棄てること、深い性格をよく強化し得るといふことを評者は忘れたのであらう。とに角われわれの常に親しく得た經驗によつて背き得ることは、今日の青年たちがたとへ利害の激しい闘争の中に立つて聰明にして思慮深く振舞ふとしても、かれらは理想の權威に服し且つ又高潔なる原因の呼び聲に激しく共鳴するこ

とを知つておる。——しかしりとすれば青年たちはその熱烈なる信念を以て、その活動の力を以て、社會組織の永久の守りにして國の精神的城砦なる正義と法の思想をば、その思想のためにかれらの同胞は生命を賭し、その思想こそはわれわれの眞の生存の理由であるところのその思想をば、如何にして支持しないことがあらうか！

### 最近到着寄贈資料

外務省亞米利加局	移民情報	神奈川縣商工課	商工要覽
外務省情報部	國際事情	生命保險經營學會	生命保險經營調查研究
名古屋控訴院	司法資料	彦根高商調査課	調査課月報
帝國辯護士會	正義	德島縣廳	德島縣統計書
日本大學	日本法學	東京市產業局	東京市產業時報
日本辯護士協會	法曹公論	山口高等商業學校	東亞經濟研究
法律評論社	法律評論	日本陶磁器工業組合聯合會	統制
北海道廳	北海道職員錄	和歌山高商學會	内外研究
京都帝大法學會	法學論叢	農林省米穀局調査課	米穀時報
北海道帝大法學會	法經會論叢	慶應義塾經濟學部	三田學會雜誌
滿洲文化協會	滿蒙	三重縣廳	三重縣統計書
內務省警保局警務課	第十回警察統計報告	簡易保險局統計課	簡易保險局統計年報
京都商工會議所	京都經濟時報	貯金局	貯金局統計年報
大阪商大經濟研究所	經濟時報	關東學院高商部	關東學院商學
日本會社研究會	經濟志林	大倉高商研究會	大倉學會誌
長崎高商研究會	研究館彙報	大阪鐵道局庶務課	運輪
大分高商商事調査部	研究資料彙報	大阪社會事業聯盟	社會事業研究
日大商經研究會	經濟集志	慶應義塾	三田評論
高岡高商調査課	研究論集	大阪女子專門學校	國文國史
東京工大工業調査部	工業現勢	立命館出版部	立命館文學
工業組合中央會	工業組合		
鑛業評論社	鑛業評論		
東京商工會議所	商工調査		

# 支那見學小記

教授 新町 徳之

## 一 序言

- 二 下關・門司・長崎
- 三 天津・青嶋・濟南・曲阜その他
- 四 北平・鄭州・開封・洛陽その他（以上本號）
- 五 上海・蘇州・杭州・寧波その他
- 六 南京・鎮江・安慶・九江その他
- 七 漢口・武昌・漢陽・長沙その他
- 八 福州・厦門・廣東その他

## 一、序言

私は前後數回に亘つて支那見學旅行を試み河北・河南・山東・湖北・湖南・江西・安徽・江蘇・浙江・福建・廣東等各省の省城その他の主要都市を游歴したことであるが、これといつて私の爲めになつたやうなことは一つもないやうに思ふ。といふのは、私が心竊に關心をよせてゐる日支文化交渉史料探訪などといふことば僅々一月や二月位のあはたゞしい飛び歩き旅行では到底その目的を實現し、その効果を將來することは六ヶ敷いからである。が併しそはいいものゝそんなら全然、

游歴しない方がよいのかと假りに問ふ人があつたらさうですとも答へかねる。で結局の處はあはたゞしい飛び歩き旅行でも矢張りやつた方がやらない方に勝るといふやうな答になるだらう。

鮮・滿各地の主要なる都市、例へば朝鮮の慶州・扶餘・京城・平壤それから滿洲帝國の旅順・大連・奉天・新京・哈爾濱・齊々哈爾・熱河などは是非とも都合をつけて素通りではいかんがせめて一二日宛の見學をすべきであらう。といふ次第は此等の有ゆる都市には大なり小なりに何れも「支那的」なるものを持つてゐるからである。今一つ附録として英領の香港、葡領の澳門、日領臺灣の臺北・新竹・北港・臺中・臺南・屏東の各都市にも多分な「支那的」なものがあることを附け加へてをきます。

支那見學旅行の行程としてはその旅行者とその目的とによつて相異なることであるが誰でもが、試みるやうに陸路を取るのと海路によるのと空路によるとの三つがある。陸路は朝鮮釜山を出發點として滿洲國奉天に出でそれから支那の山海關・天津・北平に至り北平を中心としての行程を立案するので、海路は横濱・神戸・門

司若くは長崎を出發點として天津・青嶋若くは上海に至り上海を中心としての行程を立案するもので福州・廣東方面の旅行は假りに上海中心の部に入れるべきであります。がこの北平中心旅行線と上海中心旅行線とは何れを取るにしても必ずや津浦鐵道と京漢鐵道と揚子江航行とによつて何處かで一緒になり更に粵漢鐵道と公路（自動車路）によつて廣東方面に聯絡する。空路のことはまだ實用時代でないから省略。

地圖は一般的のものとしては日本陸地測量部發行の支那各主要地方の地圖がよい。歴史地理圖としては重野安綱・河田隴共著「支那疆域沿革圖」、箭内互編「東洋讀史地圖」等があるが支那武昌亞新地學社發行「歷代輿地沿革圖」三十四冊にこしたことはない。

主要都市地圖は同じ亞新地學社發行の城市類地圖の南京・漢口・武昌・武漢三鎮・上海・長沙の各都市圖をおすゝめする。その外の都市地圖は未だ出版されてゐないから便宜、日本製のものによるべきだ。

圖書としては上海日報社編「中國年鑑」、東亞同文會編「最新支那年鑑」が手頃でよからう。これら支那最新の政治・外交・經濟・文化に關する概觀的の記述をしたもので支那海陸の豫備智識を培養するに恰好のものであります。その外の巨細な記述や案内書はその游歴の都市で必ず購求して精讀すべきであらう。

## 二、下關・門司・長崎

支那遊歴には誰でも下關・門司・長崎の何れかの港市の御世話を蒙らないものはない。で下關では眞先に赤間宮にまゐりそれから日清議和條約締結地の春帆樓を見學し足を延ばして長府の乃木神社に頼づくべきであらう。門司では和布刈神社に詣で、下の關海峽の絶勝を心ゆくまで満喫すべきであらう。長崎も門司も下關も日交渉の主要地であるが、長崎は南支那、門司、

下關は北支那との交渉で、その長崎は第一に諏訪神社、建御名方命・八坂刀賣二柱の神を御祭する。市中第一の神社で山の中腹にある。樹間の社殿、壯麗にて樓門高く左右廻廊の眺望最も絶佳也。青銅大鳥居は三菱造船所の奉納である。毎年十月七・八・九日に神事を行ふ。支那行の人々は皆悉く御參することを忘れない。聖堂は神社の東にある。支那各地のそれと比較對照の資になる。

興福寺は第百七代、後水尾天皇(二二七二—二二八九)元和六年(二二八九)明僧眞圓の創建で俗に南京寺とも唐寺ともいつて支那式寺院建築の國寶建造物で黄藥宗の別格寺、近頃は長崎居留の中華民國の壇徒が僅か十人許に減つたので維持困難といふ噂がある。承應中、僧逸然が住持の時に隱元和尙を招請しそれから澄一・悅峰・雷晉などが投化し享保年間に至るまで支那僧の交代寓止したものである。最後に「聖福寺」・「崇福寺」それから浦上・大浦の兩天主堂を始めとして東洋

一の「三菱造船所」・和蘭商館遺址・唐人屋敷址」・唐人荷物藏址」・長崎圖書館」・支那領事館」などをみておくべきである。まことに長崎三百年間の歴史は異國情緒でかゝれてであると申してよしい。この歴史上の特質は昭和時代の今でも鮮やかに看取せられるやうに思はれる。下關・門司・長崎をみた眼で天津・上海・廣東などをみるの樂みや如何に。

### 三、天津、青嶋、濟南曲阜その他

天津 神戸を正午出帆、風景繪のやうな瀨戸内海の

梶枕の夢もさめて翌日、門司寄港、午後同港出帆、五日目に白河口を少し溯つて塘沽につき、船をすて、汽車で一氣に天津に至る。北平と相距る鐵路凡そ八十六哩、白河の低地、北緯三十九度九分、東經百七十度十五分に位して一千三十餘萬坪の地を占め、人口百三十九萬、河北省の首都である。外國租界は三岔口以下白河本流の兩岸一帯にあつて約四百六十萬坪を算し、英(一一六萬坪)佛(三二二)日(八〇)獨(六〇)白(二七)露(一一〇)伊(二三)埃(二三)に分かれ、露國租界の南部と白國租界とは未だ何等の施設なきも、其の他は街衢整然、洋風の巨館、藝を列せりといふ風景。河岸地一帯の紫竹林バンドには汽船會社の碼頭・倉庫等がある。租界の西北に展開せる天津城市は支那市街で、面積五百七十餘萬坪、中央部の城裡即ち舊城郭内の城壁

關門は撤廢せられた。一年の中、一月・二月は最寒月で、霜水氷點下六度に降ることは稀でない。海河に於ける氷は厚さ三十裡に及ぶ、七月は最暖月で三十三度以上に達することは屢々である。雨量は六・七八月の三ヶ月に多く、冬季は乾燥である。この地は白河と南運河(大運河)との會合點で、水運の便、頗る宜しく低潮に於てすら河水は深さ三米餘あるを以て、汽船は此の地に溯航するを得。當地の輸出品には綿・羊毛等で昨今は厦門・福州の各港と共に銀の密輸出があつて支那通貨の疲弱を深刻化するとの噂。

名所舊蹟には天津神社・李鴻章祠・中山公園・孫家花園・種植園・日清役記念碑がある。天津・塘沽間の白河左岸は古來有名なる長蘆鹽場で一年の生産額平均三百萬擔、鹽田灌溉用の帆に似た風車其の數を知らず、鹽磨が累々としてゐる。いふまでもなくそれは天日製だ。天津には「日華密教研究會」の幹部の人を始めとして日本に交渉のある人々が隠栖してゐる。畏くけれども滿洲國皇帝陛下も皇后陛下と御一緒に永らく茲に御住ゐるあそばされたことは周知のことであります。

青島 門司を出帆して三日目の午前には青島につく航程五百六十哩。その青島はもと即墨の一寒村で山東半島の一角、嶗山山脈の蜿蜒起伏せる勝景を背にし赤沙青松の間、一仙雲區を劃した處で人口三十五萬人。その初、獨逸が十有七年、巨萬の資を投じ、無限の努

力を拂つて膠州灣租借地の首府として、完全な市街を建設し、海陸の聯絡、道路・水道・下水・電燈其の他百般の設備至らざるなし、市街は東北旭山麓から起り、萬年山・若鶴山を負ひ、海岸に沿ひて大碼頭に盡く。

其の延長里餘に及び青島區(歐洲人街)・大鮑島區(支那人街)に分かれ、純然たる歐風建築で、赤瓦・白壁の大夏高樓は深緑滴る計りの樹林に圍繞せられ、風致言はん方なし。支那四百餘州第一の健康地と稱せらる。

例年の平均温度最高三十三度に達せず、最低同零下六度を降ること稀なり、夏季は清涼なので外國人の上海香港から避暑に来るもの多し。有名なる海水浴場は赤沙遠く連りて水淺く且清し。音楽堂あり、無數の脱衣小舎、五彩を帯びて、みる眼も涼しい。船舶の地に大港・小港等あり。就中大港は青島の主港として、大鮑頭區の西地方に位し、長さ四千五百米、幅及び高さ五米の大防波堤に包容せられる水面は凡そ五方料に及び大干潮の際と雖ども吃水八米の突堤あり。其の南の第一埠頭は長さ七百二十米、幅百米、其の北の第二埠頭は長さ四百米、幅百米あり。小港は小汽船、戎克の出入する所である。又南面の青島灣に青島棧橋がある。

此の灣内の青島即ち獨逸人のアルコナ島、邦人の加藤島は青島の名に因つて起つたもの。かくて青島は中部支那に於ける吞吐港として、内地・台灣・朝鮮及び南北支那諸港との間に定期航海がある。輸出品の大宗は鹽

石炭・桐村落花生・生油・麥稈眞田・生牛等である。工業も亦次第に發達しつつある。郊外なる台東鎮及び台西鎮は純然たる支那部落なれども、比較的清潔、東部より北部に亘る約十二料四方の嶗山は泰山と並んで山東の名山である。

濟南 青島から汽車十時間半で濟南に至る。濟南は一に歴城といふ。山東省の首府だ。青島の西北凡そ二百四十六哩、天津の南二百二十哩、浦口の北北西四百十哩、山東・津浦兩鐵道の會合點に位し、古來政治上重要な地なれども山東鐵道(一九〇四年)貿易の爲めの開放(一九〇六)津浦鐵道の完成(一九二二)等により、

大いに市況の繁榮を促した。人口凡そ三十萬。市街は城壁を繞らして八門を備へ、東・南・西の三面は更に外廓を重ねて、繁華なる市街を包擁す。名所舊蹟には舜田・堯船・禹堤・桓公・駱馬臺・使君林・釣魚臺・靜居寺・廣智院等がある。城外東南の千佛山は泰山の支脈たる歴山山脈に屬し、市街を一眸裡に收め、四時遊客を絶たず。城内北部の大明湖は久旱尙ほ濁るゝことなく湖面の蓮花は夏季遊客を引く。此地、水脈に富み、古來百井の稱がある。隨所に湧出せる清水は合して水深常に四呎以上の小清河に注ぎ、貿易民船を浮べて市中央り直に渤海灣に出入すべく、下流を航行する民船毎年二萬隻、黄河の大運河と相俟ちて水運の便多く陸運亦至便、萬貨雲集し麥稈眞田・落花生・棉花・牛骨・牛皮等

の輸出行はれ、山東鐵道中第一の出貨市場で、將來益々有望の地であります。商埠地は府城の西關外にあり北面は山東鐵道に沿へる長方形の地區で、其の經營管理等の權限一切支那の手に屬し、外人の關與を許さない。

徐州 天津から四百二十哩、濟南から二百哩、南京へ二百十五哩の處で津浦・海蘭兩鐵道の交會點だ。春秋時代、宋の彭城の地であり城北の九里山は漢高祖が楚の頂羽と覇を争つた處である。麥・豆・高粱・落花生の集散が多い。

曲阜 濟南から津浦鐵道で四時間半で曲阜着、人力車一時間で孔子廟に至る。その往復の何れかで泰安下車、有名な泰山に登るべきだ。曲阜驛から東南七哩餘に縣城がある。春秋の時、魯の國都たりし處で孔夫子の生地たる闕里がこれだ。周圍三十三料、五門を有し孔子廟・孔廟・至聖廟を中心として廟東・廟西の二區に分かれ、人口合はせて七千。孔子正裔の居宅たる衍聖公府は廟に隣接す。北門外凡そ一哩なる至聖林(孔子林・孔林)は孔夫子の墓の所在地にして、森然たる松・檜天に參して碑碣、道を挟み、洙水其の附近を流る。墓碑は高さ四米弱「大成至聖文宣王墓」と刻す。是は元の武宗の追贈したものである。「孔子孔子。大哉孔子。孔子以前。既無孔子。孔子以後。亦無孔子。孔子孔子。大哉孔子。」と絶賛せられた

孔夫子も中華民國になつて、一派の人によつて孔子教排斥論を唱へられ、甚しく尊崇の觀念がうすらうだが例の蔣介石氏の新生活運動に伴ひ、昨年八月二十七日の孔夫子誕辰に際し、蔣氏は中央黨部秘書長葉楚傖・行政院秘書長蔣民誼兩氏をこの曲阜に派遣し、盛大な祭典を執行させ、その他全国各地の孔子廟に於いても一齊に祝典が擧行せられ、各新聞紙は大々的に記事をかかけ各々論説に於て極力、孔子教の復活を叫んだのである。爾後は八月二十七日を中華民國の祝祭日と定めた。

**揚州** 鎮江から小蒸汽船で揚子江をわたり世界一の大運河に入ればそこに揚州がある。江都といつて隋の煬帝の萬株の楊柳を植えさせた上、十里に一亭を造らせたといふ處、煬帝の風流もさることながら私がかゝるに關心をもつてゐるのは所謂揚州學派の汪中・李惺・劉台拱・阮元・焦循などが茲から輩出した点だ。

**浦口** 津浦鐵道の終點で揚子江の北岸に位し、水深六米を下らざるを以て、航洋船は陸岸に容易に接觸し得べく、突堤二個ありて長さ各々九十米に及ぶ。下關との間に鐵道連絡船の往來がある。天津と相距ること六百三十一哩。附近一帯は元、低濕の荒地なりしが津浦線の開通、江岸の修築と相俟ちて新市街の面目を呈するに至つた。

#### 四、北平・鄭州・開封・洛陽

##### その他

**北平** は天津東站から八十七哩、三時間餘で北平正陽門前驛につきます。漢口方面から特急で三十七時間で行く。北平と天津との關係は恰も東京と横濱とのそれのやうなものだ。さて北平は北緯三十九度五十四分東經百十六度二十七分で、海拔三十七米に過ぎざる平地ありて寒暑酷烈。冬は攝氏十度乃至零下二度、夏は二十二度乃至三十三度を普通とし、極暑は四十度に及ぶことがある。雨量は少ない。北平の全面積は凡そ八十方浬あり。之を内城・外城の二部に分つ。人口は凡そ八十一萬一千。附近の地を加へて百三十萬と稱せらる。内城即ち滿街は北部にありて方形をなし、其の周圍約二十六方浬、城壁の高さ平均十五米（十米七五とも云ふ）下部の厚さ十八米に及び各面を通じて九門を設く、内城は槐や合歡の森にかこまれた紫禁城を含める宮城を中心とし、官府・學校・第邸等の壯大な建物がある。それは宮城の北、景山（煤山）に登つてみると一目でわかる。外城は南城又は支那街と云ひ、南北に短く長方形をなし、其の周圍八十八方浬、城壁の高さ九米厚さ七米五あり、七門を有す。道路の幅は三十米に達するものがある。正陽門大街は最も繁華の地だ。我が大使館は正陽門と中華門との間の東交民巷にあり、清の肅親王の邸趾で門前の狍犬はその遺物だ。今の建物

は明治三十七年の造作也。畏くけれども今の滿洲國皇帝陛下は皇后陛下と中華民國の始め、馮玉祥の時代に紫禁城から此の使館に御出あそばされた。時の公使は芳澤謙吉氏。東交民巷のあたりには英・佛・埃・伊各國の使館があつて閑靜な境域である。

北平は元來が一大消費地であるが交通線の發達につれて、各種工業發達の趨勢がみえる。永定門の東にある天壇は明の永樂十八年の建造に係り、皇帝が十二月二十二日或は早魃、飢饉に際し、上帝を祭りし處にして、幅は底部に四十五米上部に二十七米餘あり。先農壇雍和宮・孔子廟・國子監・天寧寺・故宮博物院・北海・十刹海・中山公園・天文陳列館・三大學・圖書館・東方文化研究所等と共に見るべきものだ。城外の諸勝には白雲觀・南苑・黃寺・萬壽山・西山八大寺などがある。萬壽山即ち頤和園は北平の西北十一哩に位す、西太后の修築に係り、小丘據りて昆明湖に臨み、夏季の宮殿であります。

北平の文化は少くとも十日位をかけて靜に靜に觀察してほしいと思ふ。そして殷正元・胡適・陶希聖・周作人・徐祖正諸氏と交歡することを忘れないやう。かくして現代の北平文化の本質は髣髴として把握し得られるだらう。

**萬里長城** には北平西直門驛から朝八時四十分發の汽車にのり十一時半、青龍驛で下車し、徒歩か驢馬で

直に入達嶺にのぼるのがよい。茲でも所謂支那的なるものが充分に具現されてゐるのである。

長城のかへりは南口驛といふに下車して驛によつて明の十三陵に御詣すべきで、その中央正面は成祖永樂帝陵である。こわい話だが南口附近に土匪が出たことがある。かくて其の日の暮方に北平にかへれる。途中駱駝にあふことがある。歸宿後は平漢鐵道による鄭州の準備だ。

鄭州 は平漢鐵道と汴洛鐵道との交叉点に地位する小都市で、綿及桐の集散地だ。北方、順德府・彰德府から鐵道で下るとやがて黄河の大鐵橋をわたると禿山の麓に數百戸の穴居村落がみえる。北平から二十一時間位で鄭州につくのだ。この頃、日本領事館が實務を執るやうな運びになつた。

洛陽(河南) 鄭州の西百十五哩、黄河の主要支流たる洛河の陽にあるから洛陽と云ふ。五嶽の一たる嵩山に近し、人口は二萬。何等商工業の見るべきものなく周の洛邑・東漢・晋・北魏・隋等の洛陽・唐の東都で、古跡は頗る多い。龍門の千佛崖は市の南にありて後魏及び初唐の製作に係る石佛多く、山西省の雲崗・甘肅省の敦煌・瓜哇のボロブドゥル・安南のアンコールワットのそれと並稱せらる。北邙山には東漢の諸帝並に東漢・唐及び宋朝に於ける名士の墳墓がある。佛教史で名高い白馬寺は市の東郊國道に北に位し、後漢の明帝永平十

年印度からの沙門攝摩騰・竺法蘭に依り初めて佛像經論を白馬にのせて傳來せるを記念せるもので佛寺の初といはれてゐる。唐宋の詩文に名高い天津橋は府城の西南にあつて、洛河に架せられ、隋代の創設。嵩山は同じく西南に當りて、標高約二千百米、同山諸寺の一たる少林寺は達磨が岩壁に面して坐すること九年の長きに及んで自力實行の法門を開いた處で、その支那佛教史上の影響は朱熹が「六朝人佛學、只是說、只是清言家數而已、說得來、清虛惹厭、所以達磨入中國來、

校友武田貞之助氏著

### 『立憲的忠君愛國の人』

選舉肅正の葉

教授 吉田 一 枝

憲法政治は云ふ迄もなく明治聖帝の御睿旨に依り國民歡呼感激の裡に創設せられた「不磨」の政治である然しながら憲政有終の美を濟すには法令制度の改善完備と同時に法令制度を運用すべき國民の政治的訓練教養とが須要である。而してこれがために相當の年月と官民の幾多の協力苦心とを要するものなることは是れまた論を俟たざる所である。憲政布かれて既に四十餘年の春秋を迎へ然も日暮れ道尚ほ遠しの感なき能はざる今日政黨政派に對する國民の信頼關心漸く薄く、延

一切掃去、傳至慧能、始有下手做工夫處」といつたので明かであらう。

開封 北平から約二百十三哩なる鄭州の東、約四十哩にありて海蘭鐵路に沿ひ魏・五代・北宋・金の國都であつた。今は河南省の首府である。此の地、黄河の南岸を距ること三哩、堅固な堤防を繞らせるも河水の氾濫を防ぎ得ざることがよくある。現に本年七月の洪水にはこの南岸堤防がぶつ切られて南部に奔流した。で黄河の水路が變りそうなどの話である。

て議會政治——それは憲法政治の形式であるところの——それ自身の眞價をも疑ひ、獨裁的政治を望むが如き口吻思想傾向を有する者なきにしもあらずの感がある。然しながら之れ決して明治聖帝の御睿慮に副ひ奉る所以ではないのである。

民可使由而不可使知之獨裁的政治と民可使知而可由の憲法政治とその優劣果して孰れにありやは敢て識者を待つて論すべき問題ではないのである。

第六十五帝國議會に於て改正せられた衆議院議員選舉法は昭和九年六月廿三日法律第四十九號を以て公布せられ、之に伴ひ衆議院議員選舉法施行令、衆議院議員選舉法施行規則の改正并に衆議院議員選舉運動等取締規則の發令を見、その他附屬法令の改正を見。又第

六十七帝國議會に於て藝に改正せられた衆議院議員選舉法に伴ひ府縣制、市制町村制及北海道會法の改正を見、昭和十年七月二日法律第四十四號を以て公布せられ、之に伴ひ府縣制施行令、市制町村制施行令、北海道會法施行令の改正并に地方議會議員選舉運動等取締規則の發令その他附屬法令の改正を見たのである。

今回全國を通じて一齊に行はれてゐる選舉肅正の運動はその試が全國民的なものであり且つ繼續的なものであり亦政治教育的なものであり然も政府が尤も眞劍な態度で臨んでゐる點に於て正しく我國選舉界未開の劃期的な政治の淨化運動であると云はねばならぬ。

昭和十年五月四日内務省は地方長官會議に於て各府縣知事に選舉肅正要綱を配布し、次で政府は今年五月七日勅令第一百十號により選舉肅正委員會令を發令し今年六月一日より施行せしめ所謂選舉肅正委員會なる制度を創設するに到つたのである。

頃者本學校校友武田貞之助尊臺這般の全國民的運動たる選舉肅正に際し講師として大阪府、滋賀縣、岡山縣等に於てなされた講演を印刷に附し名けて「立憲的忠君愛國の人」(一名選舉肅正の策)となす。同氏は立憲政治——議會政治は選舉政治であり然も選舉第一政治であり而してその選舉をなすものは人であるからその

人を先づ政治道德的に教養訓練向上せしむるのが立憲自治の基調であるとの信念主張により、夙に選舉道德向上會なるものを組織してその會長となり他年斯界に盡瘁貢獻せられてゐる實踐躬行、政治教育界の先人である。同人の著「選舉肅正の策」は前述せる如く大衆對手の講演であるから短刀直入尤も能く聴衆の耳に入り易き様に内外の事實實例を擧げて政治——選舉——

國政の明暗は一票の行使の如何に懸るものなることを主張し、棄權は罪惡で至純至情よりほどばしる神聖なる投票は國民の權利であり、義務であり、然も天皇政治翼賛の道である所以を力説せられた舊世愛國の文字である。(中略)

要するに國民全體が健全圓滿なる政治的常識と冷靜さとを有する様にならなければ、如何に制度法令の改正完備ありと雖も政治の實質は向上するものではないのである。選舉は議會政治の全部であると云はるる如く、國民の政治的常識が健全圓滿に發達して居らなければ投票は到底公正に有效に行はるるものではないのである。選舉を公正に有效に良心の發動するまゝに、而して政治の善美を期するには、選舉を今日の如き金權利慾より救ひ出す様にしなければならぬ。それには有産者も無産者も男も女も均等に代表され得るやうな選舉方法を考案されねばなりません。何れの政黨も何れの候補者も常に同一の標準に立つて競争し得る

様に、恰も天下の横綱が萬人觀視の裡に土俵の眞只中に大相撲を取る様に飽く迄も公明正大堂々君子の争を爲し得る様にしなければなりません。國民わけても青年少年には、選舉制度、代議制度、議會制度に關する明晰透徹したる理解を與へなければなりません。選舉權被選舉權の年齢の低下とか、婦人參政權とか、選舉の取締規則の勵行、選舉費用の制限規定の勵行換言すれば極力選舉費用の輕減をはかることである。更に選舉費の國庫支辨とか、選舉費用を選舉人自身の負擔となすとか、偶然の機會を少からしむる様に比例代表法の採用とか、更に進んで選舉の國營即ち選舉手續の國營(例へば演說會文書揭示の公營)と云ふ所まで行き從來の如く金錢の多少が議員の當選を決定する最有力原因とならない様になければ、思ひ切つた選舉及政治の肅正刷新は徹底せず、ほんとうに國民公論代表の權威ある衆議院を構成することが出来ないのではないかと思へさせらるるものである。又選舉界肅正の一策として考ふべきことは選舉の何物たるかを理解しない投票買収犯罪者に對しては嚴罰主義を以て臨み長期にわたつて選舉權、被選舉權を剝奪し以て選舉界より追放することもその制裁の一方法である。而して健全冷靜、圓滿なる政治教育の發達、普及、徹底及び言論、研究、報道の自由によりその國民の健全なる政治的常識の涵養となり、健全なる輿論の構成により選舉界の肅正隨つて政治の善美を期待し得べきものである。

大阪市東區今橋五、選舉道德向上會發行(二〇、九八稿)



## 藤澤東咳先生

講師 石濱純太郎

藤澤氏の先祖は藤原家より出づと云ふ。源平の頃に章隆と云ふ者があつて、義經の軍に従つて功有り遂に讃岐の國に住した。後に香川郡安原村に藤新大夫と云ふ者があつたが、其後裔だと傳へらる。新大夫は豪富であつたので、其居る所は城址と稱せられた。其子孫が藤澤氏を名乗つたと云はれ、安原村には藤澤姓のものが多し。東咳先生は其一から出られたので、世々農を業とした。

東咳先生は名は甫、字は元發、昌藏と稱し、東咳又は泊園とは其號である。寛政六年を以て香東郡安原村に誕生せられた。幼より學を好み、中山城山先生に従つて徂徠學を受けられた。學問は既に十分成つたが、徂徠が嘗て崎陽の學を上乘と推稱した言によつて、尙ほ二十五歳の時から三年の間長崎へ遊學して唐音を學んで歸られた。間も無く文政七年故郷を辭して大阪に出で、平野町や天王寺に假寓して學徒に業を授けられたが、心に決する所あつて直ちに淡路町五丁目塾を開いて、こゝに泊園書院は始め

られた。當時大阪の地は菅甘谷先生歿してより久しく、護園物氏の學は漸く晦かつた際であつたが、先生興つて之を倡へるに及んで復た世に明かになつた先生の性は清儉寡約にして世に求むることなく、孜孜として學び、諄々として教へ、懈らず倦まず、純乎たる儒者の生活であつたから、學徳自づから世に善聞し、後に瓦町二丁目塾を移してからは、東西より從學するもの多く一時の盛を極めた、尙ほ出で

は平野の含翠堂などにも多年書を講じ、豊岡の藩主の大阪城に上番するや忽ち聘せられて城中に論語を講じ、尼ヶ崎の藩公に請はれて賓師として遇せられ、又高弟中谷南明を擧げて儒官に當てらるゝに至つた。遂に故郷の高松藩は擢んで、士分に列し使番に迄任ぜられたが、實は名譽職であつて其儘大阪に住居する事は故の如しと許されてゐられた。元治元年の春には藩公に従つて西京に上られたが、將軍家茂公は其名を聞いて二條城内に謁見を許され、葵の御紋付を賜はり、藩主も面目を施した。其冬十二月

十六日病を以て瓦町にて逝世せられた。享年七十一生玉源正寺阪の歸延寺に葬られた。後 大正天皇御即位の盛儀に際し、文教の功を以て特に從四位を贈らせ給うた。護園の流を汲むものにしてかゝる破格の恩遇は罕に見る所で、先生の學徳尋常ならざるを見るわけである。

先生の配は名は貞、讃岐國大内郡引田浦の人、酒造家阿倍葵翁の女である。先生に従つて泊園書院創業の苦勞を共にせられたが、先生の大病に當つて一意専心看護の勞を取られ、漸く愁眉を開くに至ると同時に俄に歿せられ、恰も代つて死なれた如くであつた。安政七年正月十二日の事である。享年六十、墓は同じく歸延寺である。阿倍氏の擧ぐる所の一男が即ち南岳先生である。

先生の撰著は南岳先生が編輯せられた東咳先生の文集八冊及び詩存一冊に總括されてゐる。經子等に關する諸説は別行して存してゐないが、亦南岳先生の紹述編纂された諸書中に之を見る事が出来る。

先生の學術は徂徠學に一貫してゐる。其點に於ては師中山城山が晩年に及んで三教一論を草したり、黃庭經を注して道術を弘めんとしたのとは異なり、粹然たる徂徠派の儒者であつた。だから徂徠學の原理である道を以て先生の制作と爲すの說に於ては信じて移らず、たゞ争を生ずるを恐れて平生は妄に之

を口にせられなかつた。これは當時の官學が朱子學で異端を禁じてゐたからであらう。徒らに道の何たるを論争するは却つて護國安民の仁道を害すると思はれたに違ひない。そこで中には先生の名聲の諸方に及ぶを誤解して、先生が學說を轉じて時風に隨つたと評するものもあつたから、先生は慨然一詩を賦して志を述べられた。詩に云ふ、「閩里文章衆說選吾曹所守有師傳 如今豈爲非輿動 一片丹心七十年」。篤實なる先生は一生徂徠を讚嘆し師傳に於ては廣々意を致されたのであつた。

然し先生が徂徠學より出て泊園學を立てられたる特異の學說は儒學と國體の關係論であり、孟子の勤王を疑つた所に存する。我國の漢土に對する關係は人道の關けたのは彼の方が我より先だから、道德文物は我が之を彼に資したのは事實であるが、それは漢土計りでなく印度西洋にも資してゐる。獨り皇統一系天地と偕に窮り無いのは我邦靈氣の結成する所で、外國に資して出來たものではなく、諸外國も資する事出來ないものがあるからである。そしてこの皇統一系これは孔子の志に符合するもので、漢土には孔子の志が行はれないから、一治一亂興亡相易り、常に胡族をして中原に横行せしむるに至つたのである。孔子が周室に願つた所のものが我國には儼乎として存在するのであるから、孔子の書を讀むも

のは本邦の尊さを知らなければならず、我國の尊さを知る者は孔子の道を研究せねばならないと云ふのである。儒學と國體との關係を明確に把握して論じたる先生の「原聖志」の一篇こそは今尚ほ學者の再讀を要するものであると信する。

次に孟子が梁の惠王、齊の宣王に勸むるに王爲るを以てしたのを疑つて、孔子の道に背馳するものとせられた。蓋し孔子の君とする所は魯衛齊楚の諸侯でなくて周王の一であつて、獨り自ら其君を二にせざるのみならず、四海をして其君を一にせしめんと欲した。故にその春秋を著けすや、春王を掲げて其大義を表明した。先生は此春秋の大義に據つて孟子の言説を嚴重に批判して、その孔子の道に背くを斷ぜられてゐる。孟子は古へより我國體に合しなないと認められてゐたが、聖志の行はれない彼國の學者には到底發し得ない議論である。先生は孔子によつて之を難し、孟子自身亦矛盾せるを摘發し、「思問錄」の精到なる論證を試みられたのである。此等泊園の尊王學說は護國派中では極めて特異なものであるが、此等が畏くも九重の奥に達して嘉尚せられ、御贈位の恩典を賜はるに至つたのであらうと拜察する。

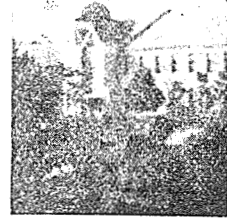
先生は醇乎たる學者であつて、然も古學中興を一に念とせられた。故に詩文に於ても一に重を學術に

注し、浮華の風は更に無い。先生が當時京阪地方の文人を評して、大抵儂薄粗率にして、稗説を誦し俚語を綴り、以て媚び以て售り、以て龍斷を私して周秦の古書に於ては擲つて以て之を棄てゝゐると憤慨せらるゝを見ても、經生の面目を伺ふ事が出来る。蓋し古文辭の學を承けてはゐられるが、よくその文藝偏重の蔽害に陥らず、卓然自立誠に欽すべきものがある。

かく先生は徂徠學より出で、泊園學を立てられたが、嫡嗣南岳先生亦克く家學を紹述し愈々斯道を昌明せられ、相續いて長く浪華文教を維持せられたるは、維新前後世局變轉の時に當り誠に大阪の幸福であつたと云はねばなるまい。

以上は藤澤家の墓碑銘「皆大阪訪碑錄に收載されてゐる」南岳黃坡兩先生の手記、「東咳先生文集」泊園」誌によつて書いた。

學 內 報



第二學期始業

第二學期授業は大學各學部は九月十六日、第一及第二大學豫科は九月十一日、専門部第一部及第二部は九月十六日開始す。

専門部第二部補缺入學

専門部第二部法律學科、經濟學科、商業學科の補缺入學試験は九月三日施行した。

夏期語學講習會

第十三回夏期語學講習會は前報豫報の如く七月十五日開講、八月三日終了した。終了當日午後六時より講堂に於て終了式を舉行、仁保學長より修了證書を授與し、訓辭ありて七時閉式した。

英語科 五六八名  
獨語科 六一名  
計 六二九名

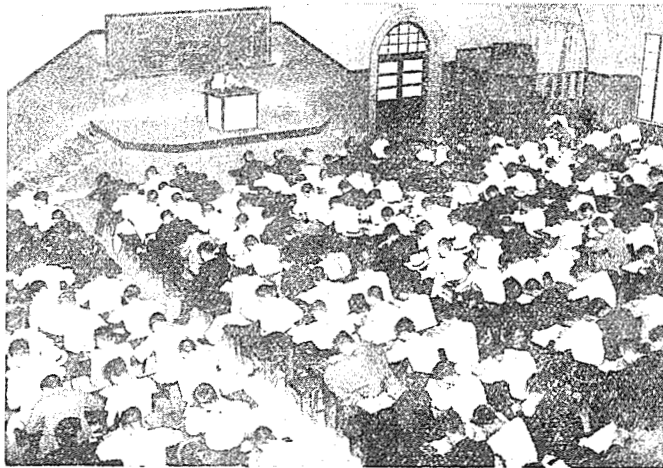
尙英語科は八月六日修了試験を施行し、合格者には八月十二日合格證書を授與した。

教員異動

囑任

専門部講師 (國語、國文法、國學概論)

田中 建三氏



第三十回夏期語學講習會

専門部講師 (經濟原論)

經傳 丸谷喜市氏

辭任

教授 武田鼎一氏

學 內 消 息

新町徳之教授——支那哲學倫理思想史の研究のため外務省文化事業部の補助を受け夏季休暇中に中華民國各主要都市の文化視察に赴き八月下旬歸學した。  
武田鼎一教授——今般大阪商工會議所理事に就任、教授を辭任された。

住 所 移 動

玉木 三郎氏 (夏野理彦) 三島郡千里村片山一七八 (電吹田六六四番)  
水谷 揆一氏 (敬 悠) 神戸市葺合區熊内町五丁目六八 (電葺合三二〇二番)  
宮島 綱男氏 (敬 盛) 西宮市甲陽園一ノ一 (電西宮二一三六番)  
渡邊宗太郎氏 (敬 郎) 京都市左京區田中樋ノ口町五  
瀧谷 善一氏 (敬 勉) 神戸市灘區山田町一丁目二  
森下 政一氏 (敬 郎) 北區東堀川町一八 (電堀川三六〇番)

證明書手数料改正

證明書手数料は本年六月二十九日以降左の如く改正  
一、在學、卒業、成績各證明書 一通 金二十錢  
計理士、辨理士登録申請各證明書 一通 金二十錢  
一、同 英文證明書 一通 金八十錢  
一、學部豫科教員無試験檢定願證明書其他手数料 金八十錢

## 校 友

### 關西大學昭和會生る (東京)

かねてから關大出身東京在住の若い人々の間で、母校を中心とする何等かの連絡機關をもつべく計畫が進められてゐたが、機熟して去る七月二十七日「關西大學昭和會」と云ふ名稱で、銀座明治製菓ホールに於て其の發會式を舉げるに至つた。何分時代が接近してゐるだけに顔見知りの連中も相當多く、母校を遠く離れて言はば關西大學の息の薄い地に生活する我々だけに大阪等に住はれる諸彦が感ぜられる以上に親味も深まる歸である。歡談三時間餘學歌を高唱し母校の隆盛を祈つて散會した。



一、出席者(次第不同)  
 神木彦次郎(昭六大商)  
 小堀欣二(昭十專一商)  
 梶井明來(昭五大法)、  
 尾高清吉(昭三專經)、

楠木堅(昭三專法) 池下實夫(昭六專法) 飯河琢也  
 (昭四大經)、小坂克己(昭十大法)、堀江光哉(昭十大經)、藤井梅太郎(昭五專法)、西本信三(昭三專經)、宇賀田邦三(昭八大經)、阿部正貫(昭八大法)、萩野勉(昭六大英)、川野文也(昭四專英)。  
 一、議案、開會後萩野君の司會で別項の會則を審議決定、引續き役員の選任を行つて九時散會したが、初期役員は次の如くです。

常任幹事 萩野 勉  
 常任兼會計 神木彦次郎  
 會計幹事 宇賀田邦三  
 幹 事 梶井明來、小坂克己、川野文也

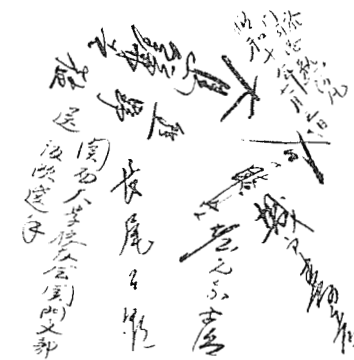
同會は校友會東京支部に實質的に含まれるが若いもの集つて主として懇親、連絡乃至後進者への職業の斡旋などをしたといふもので顧問には校友會東京支部長を初め關大關係者で、東京在住の名士から約四氏を推す筈で、大體山口、南、武田、松本の各氏を推す事に内定してゐる。

事務所 東京市小石川區戸崎町三神木彦次郎方

### 關 門 支 部

今夏八月ハンガリー、アダベスト市で開催せられる第六回萬國學生聯合競技會に、我日本を代表して出場する選手一行渡歐の途上、七月三日朝大阪商船熱河丸

にて門司寄港の母校大島、長尾、谷口三君を訪問した堀元、熊野の兩氏は校友會關門支部を代表して祝辭を



述べ祖國の爲且又母校の聲譽のため折角健闘せられんことを激勵觀送した。

### 經拾會創立總會

七月十五日午後七時より淀屋橋畔美津濃に於て昭和十年度二部經濟科卒業生の第一回懇親會を開催し、出席者合議の結果會名を「經拾會」と命名した。參する者僅かに七名に過ぎなかつたのは實に遺憾であつた。

又本會が山本敏雄君の送別會となつたのも奇しき因縁である。即ち同君は廣島鐵道局新設に伴ひ大鐵局より同局に榮轉に決定、去る七月二十一日赴任の途に於て。因に出席者は

奥野正二三、山本敏雄、石井富貴夫、田中惣吉、大橋秀夫、田中雄祐、木藤安之

(木藤安之君報)

寄附文庫第一回年會並同定云  
 昭和十一年八月二十八日 藤本 守  
 實況一編 一 初編田文義  
 藤本 守

本莊先生に物を聴く會

住友部内には關大卒業生多きにも拘らず内部に於て相互に結ばるべき何等の集り無く母校との連絡も兎角疎遠となり勝なるを遺憾とし有志相集りて七月十日午後六時より住友俱樂部に於て母校教授にして當住友とは最も因縁深き本莊鐵次郎先生に御願して「本莊先生に物を聴く會」を開いた。神原寅之助氏の開會の辭及先輩吉村種藏氏の挨拶あり次いで、本莊先生を中心として座談會に移り盡きせぬ母校の懐舊談と興味深き四方山話に時の移るを知らず喜びに溢れし各自の胸に一層の躍進を誓ひつゝ和氣霽々の裡に散會した。

出席者 本莊先生、吉村種藏氏、神原寅之助氏、若杉繁生氏、島村芳雄氏、末吉留男氏、島谷乙吉氏、久米倍二氏、富家健一氏、谷重太郎氏、中西兵二氏、山下猶次氏、福谷豊治氏、藤田直衛氏、神戸信三氏、柴田賢一郎氏。

動 靜

- 田村 昌義君 (推) 島之内警察署長警視より地方事務官府警察部勤務課長に轉任
- 鳴川 靜太郎君 (明三七法) 堺市役所勤務、住所南河内郡川西村新家二六七
- 大柏 清三郎君 (明三八專法) 丸龜市長、住所丸龜市風袋町
- 長田 寅一君 (明三八專法) 長崎稅務署長
- 小野 塵一君 (明四〇專法) 群馬縣富岡町北甘樂區裁判所判事に轉任
- 武野 喜一君 (明四三專法) 奈良縣柳生郵便局長、住所奈良縣添上郡柳生村柳生下二三九
- 野田 圓次君 (明四三專商) 神戸市立女子商業學校教諭
- 住所兵庫縣武庫郡本山村岡本七四七
- 山本 高造君 (明四五專法) 四谷稅務署、住所東京市豊島區西巢鴨町二丁目一九九
- 岡崎 廣太郎君 (大二專法) 八尾倉庫會社支配人、住所中河内郡龍華町安中一九九ノ二
- 立野 忠吾君 (大四專法) 滿洲國總務部會計課、住所新北京安路市營住宅九五
- 上田 龍藏君 (大五專商) 大阪商工會議所、住所南區北桃谷町
- 林 忠三郎君 (大六專法) 警視、岸和田署長より中津署長に
- 橋本 民三郎君 (大六專法) 鶴橋警察署長辭任
- 治 常徳君 (大七專法) 警部、大津署長より佐野署長に
- 安井 榮三君 (大七專法) 大阪地方裁判所檢事、住所豊能郡岡町東櫻通二丁目
- 下出 一雄君 (大八專法) 中津署長より地方警視に任じ堺署長に
- 柳原 丈夫君 (大八專商) 高松市南新町、東京火災保險會社高松出張所勤務
- 中川 八十八君 (大九專法) 警部、府警察部高等課より御厨署長に
- 田中 酉藏君 (大一〇專法) 警部、府警察部特高課より情報課長に
- 佐脇 利吉君 (大一一專法) 警部補、玉造署より十三橋署情報主任に
- 吉田 周平君 (大一二專法) 鶴橋署勤務、東區西町二丁目二五
- 古川 龜雄君 (大一二專法) 警部、池田署長より府警察部監察官付に
- 安藤 周藏君 (大一二專法) 警部補、津田署長より中本署に
- 會我部 軍治君 (大一二四專法) 警部補、福島署より岡町署司法主任に
- 名越 日月君 (大一二三專法) 警部補、芦原署より天滿署司法副主任に
- 織田 佐代治君 (大一二四大法) 額田署長警部補より警部に任じ島之内署に
- 河野 悅數君 (大一二四專法) 警部補、中津署より市岡署情報主任に
- 五島 重雄君 (大一二四專法) 泰信無盡會社撫順支店支配

人、住所撫順西七條通一三

北田 康民君(大)四專法 警部補、九條署より戎署司

法主任に

徳竹 要君(大)五大法 警部補、府特高課より三宅

署長に

芝本 幸三君(大)五大法 警部補、難波署より福島署

池本彌太郎君(昭二)大法 警部補、戎署より天満署へ

上村 静馬君(昭二)大法 警部補、枚方署より市岡署

司法主任に

奥野 忠夫君(昭二)大商 警部補、阿部野署より會根

崎署に

藤田 肇君(昭二)專法 警部補、吹田署より柴島署

司法主任に

光石 正次君(昭二)專法 警部補、川口署より泉尾署

宇津原 砂君(昭三)大法 警部補、市岡署より高津署

情報主任に

前田 愈君(昭三)大法 警部補、岸和田署より今福

署へ

山室 茂雄君(昭三)專法 廣島鐵道局經理課廣島倉庫

勤務、住所廣島市白島九軒町三九

伊場 信一君(昭三)專法 警視廳保安部交通係より

地方警視に任じ若手縣警務課長に轉任、住所盛岡

市内丸倉舎

濱田 土雄君(昭三)專法 尾崎署より天王寺署へ

島 義男君(昭三)專法 島之内署より保安課へ

大塚 豊君(昭三)大商 大商 大阪市電氣局技術部庶務係

より市財務部に轉勤

福永作十郎君(昭四)大法 日本動産火災保險會社廣島

支部、住所廣島市國泰寺町二八

織田 正一君(昭四)大經 警部補、阿部野署より中本

署司法主任に

納庄清之進君(昭四)專法 小樽水上署辭任、住所北海

道釧路市住吉町八二

山田清太郎君(昭四)專法 警部補、中津署より堺署情

報主任に

鹽崎 理夫君(昭四)專法 天満署より泉尾署に

丑田 榮壽君(昭四)專法 名古屋市中區村田町二丁目

警職山金毘羅堂住職となる

前田 四郎君(昭五)大法 東區久太郎町一、内外化學

物産會社勤務

淺本 俊一君(昭六)大法 大阪市役所を辭し大阪毎日

新聞社運動部勤務、住所兵庫縣武庫郡省線甲子園

口驛南

植島 博君(昭六)專法 警部補、天王寺署より九條

署に

濱口卯之助君(昭六)專法 東京市丸ノ内一、日本興業

銀行七階合同油脂會社勤務、住所蒲田區小林町一

三〇

柳田 榮次君(昭九)大商 大阪城東商業學校教諭、住

所住吉區天王寺町三三五二

岡師 親徳君(昭七)大法 大阪市港灣部勤務

二股初之助君(昭七)專商 大阪市中之島朝日ビル八階

日本製産工業會社勤務

中村 興君(昭九)專一法 滿洲國民政部警務司より錦

洲省公署民政廳行政科屬官に轉勤

山内美知男君(昭九)專二法 警部、堺署より茨木署長に

三木 勝君(昭一〇)專一法 大阪市港灣部勤務

辻 雄二君(昭一〇)專二商 神戸市須磨區小寺町デー

ゼル・エンジン山陽工作所勤務

井關 貞夫君(昭一〇)專二法 ハルビン道裡埠頭區地段

街合資會社和登商行勤務

富 光好君(昭一〇)專二法 警部補、泉尾署より住吉

署司法主任に

吉井 榮治君(昭一〇)專二法 警部、府警察部特高課へ

北東 勝美君(昭一〇)專二法 大阪合同運送會社に入社

住 所 移 動

橋本 龍八君(昭二七)法 高松市五番一

梶川 榮藏君(昭二七)法 横濱市中區戸部町二丁目〇

入江 楠司君(昭三〇)法 東京市大森區上池上町九

細川 敏二君(昭三〇)法 廣島縣深安郡湯田村箱田壹

副島寅三郎君(昭三〇)法 東京市豊島區雜司ヶ谷町一

丁目五二

池下 米吉君(昭三二)法 和歌山市岡町六〇六

瀧尻捨次郎君(昭三二)法 住吉區住吉町一一一七

井上 正夫君(昭三四)法 神戸市暮合區筒井町三丁目

一一三ノ一四

溝口 耕司君(昭三四)法 長崎市大浦相生町九三

足立彌三郎君(昭三五)法 和歌山市湊一〇八

石田幹太郎君(昭三六)法 京都市下京區中堂寺前田町

二五

永井子之助君(昭三六)法 千葉市寒川一三〇〇

成宮金三郎君 (明三六法) 東京市品川區大井立會町四八九

松本 儀彦君 (明三六法) 神奈川縣三浦郡浦賀町大津 一一〇八

坂本 寅藏君 (明三六法) 中河内郡松原村上田六八六

森西 克巳君 (明三六法) 住吉區阪南町中三丁目三三

加藤卯十郎君 (明三七法) 中津市新魚町一八八六

河村修一郎君 (明三七法) 岐阜市今澤町、秋津館

齋藤 達二君 (明三七法) 東京市葛飾區金町四丁目

松本 弘君 (明三七法) 堺市松屋大和川通三丁目老尾 八〇三

尾越 好三君 (明三八專法) 中河内郡久寶寺村三津村九八〇三

小椋松次郎君 (明三八專法) 山口縣豐浦郡長府町松小田 四五〇ノ四

岡本 勳治君 (明三八專法) 下關市吉原町 一〇

山路 岩雄君 (明三八專法) 下關市轡生八一〇

田口 金二君 (明三八專法) 東京市杉並區松ノ木町二空

安達友三郎君 (明三八專法) 兵庫縣多紀郡城北村黒岡

戸田 賢藏君 (明三九專法) 鳥取縣東伯郡市勢村上伊勢 一二四

小笹準一郎君 (明三九專法) 姫路市西照町一二

藤井源三郎君 (明三九專法) 岡山縣川上郡高倉村飯部三 五二五

古賀 謙藏君 (明三九專法) 大牟田市古町三七

平尾 貞君 (明三九專法) 横濱市神奈川區旭ヶ丘四六

岩崎文之助君 (明四〇專法) 兵庫縣武庫郡良元村伊子志 字木瀬開地四〇二

辻岡保五郎君 (明四〇專法) 北河内郡南鄉村御領四九八

山本 保壽君 (明四〇專法) 泉北郡濱寺町船尾七四三

潮崎 卓爾君 (明四〇專法) 東京市蒲田區女塚町一三四

茂木 幹平君 (明四〇專法) 臺北州宜蘭街巽門、金光教 宜蘭小教會所

井上須惠雄君 (明四一專法) 東成區清水町五七

小西喜太郎君 (明四一專法) 香川縣仲多度郡七箇村七箇 三三二九ノ一

山田 久尙君 (明四一專法) 西成區櫻通五丁目七

木元 成一君 (明四一專法) 京都府綴喜郡三山木村宮津 屋敷田六〇

加納寅之助君 (明四二專法) 東京市中野區宮前町二六

長畑察一郎君 (明四二專法) 岡山縣勝田郡勝間田町平二 三三三

村上 經之君 (明四二專法) 愛媛縣新居郡大島村八九

木村 一郎君 (明四二專法) 此花區上福島北二丁目八二

河村 正方君 (明四二專法) 兵庫縣武庫郡本山村岡本一 二七〇

竹中倍治郎君 (明四二專法) 京都市右京區花園内畑町云

鈴木信太郎君 (明四三專法) 東京市世田谷區太子堂町四 四八

山名 有君 (明四三天法) 北河内郡三郷村高瀬瀨木 八六一

常森仲治郎君 (明四三專法) 港區魁町二丁目四

藤原保五郎君 (明四三專法) 北區北野茶屋町三三

登藤 重勝君 (明四三專法) 住吉區昭和中二丁目三〇

橋本 眞彦君 (明四四專法) 和歌山縣那賀郡安樂川村最 上三七七

前田 一三君 (明四四專法) 西宮市今津町高潮九〇

熊澤 幸馬君 (明四四專法) 北河内郡住道村三箇一七

鹽田房太郎君 (明四四專法) 東京市日本橋區茅場町三丁 目一ノ一

柏木 富忠君 (明四四專法) 熊本市池田町一〇八八

堀内 新一君 (明四五大法) 東京市大森區大森二丁目 二〇

中島定五郎君 (明四五大法) 兵庫縣武庫郡精道村片屋字 大榎七八五

和田 喜一君 (明四五大法) 東京市向島區寺島町一丁目 一七四

糸長 勝眞君 (明四五專法) 岸和田市南上町一〇八五

伴 操君 (明四五專法) 岸和田市北町二四八

玉川 義隆君 (明四五專法) 東京市京橋區築地三丁目一 一〇

龍田 泰君 (明四五專法) 樺太泊居郡泊居町泊居末廣 町四丁目九

山田 太熊君 (明四五專法) 東京市牛込區市谷富久町五

由見 兵庫君 (明四五專法) 北區中野町五丁目三七

徳田 慶一君 (明四五專法) 東京市蒲田區女塚町七九

友松宇一郎君 (大二大商) 名古屋市南區瑞穂町五反田 一九

小童谷兼四郎君 (大二專法) 岡山縣勝田郡北吉野村中島 東八五〇

三木 音吉君 (大二專法) 兵庫縣川邊郡小田村抗瀬高 田一五

若井傳次郎君 (大二專法) 堺市東湊町一三〇九

- 松原 清史君 (大ニ 專商) 西淀川區海老江中一ノ三
- 福居 鶴藏君 (大ニ 專商) 住吉區桑津町二九八
- 葛原 憲治君 (大ニ 大商) 西淀川區浦江本通一ノ三一
- 廣末 義生君 (大ニ 大商) 住吉區北田邊町一四五ノ一
- 虎谷李太郎君 (大ニ 專法) 徳島縣名東郡加茂名町庄二四四
- 池田 重雄君 (大ニ 專法) 東京市下谷區龍泉寺町登登
- 片山 義忠君 (大ニ 專法) 西區立賣堀北通一ノ一〇
- 吉賀 三郎君 (大ニ 專法) 澁松市田町二六八
- 西 正一君 (大ニ 專法) 神戸市灘區大内通六ノ三
- 戸波 次郎君 (大ニ 專法) 中河内郡玉川村岩田八四九
- 内田 政一君 (大ニ 專經) 尼崎市昭和北通七ノ二四五
- 武田 久吉君 (大ニ 大法) 中河内郡盾津村鴻池九四三
- 田中 新君 (大ニ 大法) 東京市大森區入新井三丁目六七〇
- 清水 定勝君 (大ニ 大法) 秋田市保戸野新町下ノ町八
- 日笠 繁君 (大ニ 大法) 東京市神田區皆川町一七
- 伊藤 茂君 (大ニ 大商) 東京市赤坂區青山南町一丁目一四
- 土居 樞男君 (大ニ 專法) 横濱市徳見區東寺尾町七九四
- 西 雅雄君 (大ニ 專法) 豊能郡泰野村下灘谷四一
- 島田 久雄君 (大ニ 專法) 三重縣一志郡久居本町一三七六
- 布江 榮吉君 (大ニ 專法) 和歌山縣日高郡御坊町蘭七六〇
- 阿部 管君 (大ニ 專法) 東京市大森區新井宿六丁目七〇三
- 近藤 喬甫君 (大ニ 專法) 神戸市灘區赤坂通七ノ六

- 井上 董君 (大ニ 大商) 西成區粉濱中之町三ノ六二
- 堀 直治郎君 (大ニ 大商) 岸和田市岸城町一七四九
- 長澤清兵衛君 (大ニ 專法) 住吉區駒川町八丁目二二
- 大西三四二君 (大ニ 專法) 兵庫縣揖保郡揖西村南山七四〇
- 栗林 豊楠君 (大ニ 專法) 神戸市兵庫區中道通五ノ三
- 堀 義夫君 (大ニ 專商) 西宮市今津水波三八
- 木村 覺造君 (大ニ 專法) 北河内郡九個莊村大和四八
- 村川 一三君 (大ニ 專法) 四日市市濱一色一六一二、天野伊三郎氏方
- 熊野 猛君 (大ニ 專商) 門司市舊門司井戸三三〇六
- 勝原利彌壽君 (大ニ 專法) 泉北郡忠岡村忠岡一〇八三
- 上田 清君 (大ニ 大法) 東區上本町七丁目七一
- 福島政次郎君 (昭二 專法) 富山縣中新川郡上市町櫛町
- 西野 甚藏君 (昭二 專經) 港區市岡元町五丁目一五
- 吉富 胤彦君 (昭二 專文) 横濱市中區西戸部町一丁目九三
- 岡本 龍三君 (昭三 專法) 滿洲國奉天霞町五五
- 執印 正俊君 (昭三 專法) 兵庫縣網干町新在家社宅
- 熊谷 好君 (昭三 專商) 南河内郡三日月市村三丁目二三八
- 宮田 八東君 (昭六 大法) 西成區千本通五丁目一
- 前田 純君 (昭七 大商) 奈良縣吉野郡大塔村坂本

## 校友各位に謹告

昭和十年版校友會員名簿は目下印刷準備中に付御住所、御職業等の御異動は至急御通知被成下度御依頼申上候

尙未だ名簿申込未済の方は名簿基金三圓を添へ御申込被下度候

昭和十年九月

關西大學學報局





## 經濟學會

第四拾四回研究會 六月二十三日

天六學會論題並に講師「消費信用」——特に公債政策に於て——森川太郎先生

左に當日の發表内容を要約して置く

先ず金融を歴史的發展過程より見れば消費信用より發生し今月迄にては生産信用が金融論の中心をなし消費信用殆ど顧みられざる觀あるも事實に於ては消費信用の意義は最近に到り重要化されつゝある例として (一)我國の公債政策 (二)米國の割賦販賣制度 (三)景氣恢復策としての消費信用に依る購買力補給案の如きを挙げられる。

然らば消費金融とは何であるか、先生は此を生産金融の對立概念として考察され幣利のために向けられざる貨幣の支出

であると規定される、次で其の一般的作用を解明するに當り考察の便宜上次の二前提出を設けられる。

(一) 封鎖經濟であること。  
(二) 消費信用が信用膨脹によること——蓋し貯蓄の場合も全體としての消費力に影響はあらわれない。

其所で封鎖經濟に於ける附加的消費信用の一般的作用の考察に移り此を三段階に大別される。

第一段階——金融された丈購買力は増加する——消費財の需要は増加され——生産財生産の擴張が行はれる。

第二段階——生産財生産擴張による雇傭労働量の増大——一般所得の増加

第三段階——元利の償還が行はれ償還者に於ける消費力の收縮が惹起され——物價低落滞貨の蓄積による生産者の損失——生産の收縮となり信用擴張による反動が現れる。

消費金融の作用を斯く見るとすれば生産金融の其との差異は何處に見出し得るか

消費信用に於ては第三段階に於ける反動の故に生産信用の如く、景氣の恒常的刺戟となし得ずとするも、生産信用に於ては償還期はあるが故に此の點に於て差異を見出し得ない。又生産信用に於ては

償還額大の貸出が續けられ得るが消費信用に於ても同様の現象は考へ得る。故に此の兩者の差異は唯生産信用に於ては營利を目的とする借出しなるが故に自動的制限を有すに反し消費信用に於ける借出しには此を欠くを以て連續貸出の不能性が生産信用に於て見出し得る點に認めるより他なしと結ばれる。

以上の本論より我國の公債政策に對し次の結論を與られる。即ち今日我國の公債發行高著しく増加されつゝあり而も其の大部分は軍需品の購買に向けられて居る。併し此の公債發行が現實に信用膨脹を興へて居るか或は日銀オーブン、マーケット、オペレーションに依り紙幣の還流が充分行はれて居るか否かは問題である。今假りに附加信用であると見ても金融的には赤字公債は敢て憂ふるに足りない。蓋し公債は償還期間が長期であり又償還期到来に於ても借換或は新發行により、消費信用の連續性を實現し得るのである。唯問題となるのは赤字公債増發のテンポの限界である。消費信用が景氣振興策として用ひらるゝ爲めには恒常的であることを要し、又此は社會經濟進歩の恒常的發展に對し必要條件である。故に要する所公債發行は一つの條件 *ratio* として他の條件と其のテンポを合せること

を要する。此の限度を守る限り赤字公債の増發は敢て憂ふるに足りない結論を與へられた。

以上が發表の要旨であるが質問續出後學會改革案に對する具體案を決定し四時半閉會す。

出席者

森川、赤羽、中川諸先生

佐伯、加古、中井、弓削の諸先輩

並に學生約拾名

第四十三回研究會 五月十九日、天六

學會講師

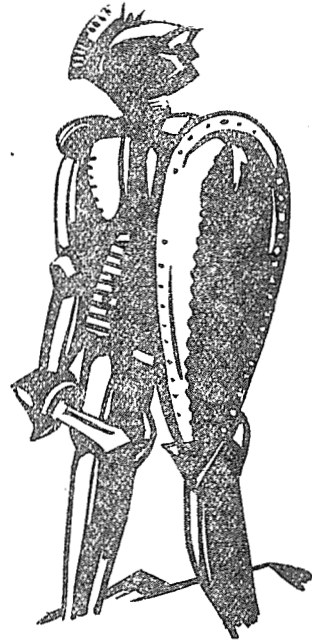
西村勝太郎先生

(森本報)

## 國文學會

國文學會創立三周年記念講演は七月七日(日)午後一時より天六學會に於て開催した。當日飯田教授は「東條義門の國語」學上に於ける事績と題して、義門の用言の研究を、金子講師は「歌舞伎史話」と題して元祿時代を中心として歌舞伎の發展を解説せられた。

當日は新聞會長初め安川講師、其他卒業生在學生の多數會員出席した。



# 大関 バスケット

## ◇庭球部

全日本學生大會 於東京田園クラブ、

八月二十三日、ダブルス第三次

藤井(彌) 6-0 井上(早)  
倉光(大) 6-0 小林(大)

八月二十四日、シングルス第四次

藤井(彌) 6-4 磯野(専大)  
倉光(彌) 3-6 若田(明大)

八月二十五日、シングルス第五次

藤井(彌) 3-6 服部(早大)  
倉光(彌) 6-4 久野(八高)

ダブルス第四次

藤井(彌) 6-2 藤倉(明)  
倉光(大) 6-2 杉浦(大)

八月二十六日、ダブルス準々決勝

藤井(彌) 6-2 藤田(早)  
倉光(大) 6-4 田中(大)

八月二十七日、シングルス準々決勝

中野(法大) 6-2 藤井(彌)  
倉光(彌) 6-1 松岡(慶大)

八月二十八日、ダブルス準決勝

藤井(彌) 6-1 津田(早)  
倉光(大) 6-3 三浦(大)

八月三十日、シングルス準決勝

倉光(彌) 6-3 村上(京大)

中華遠征 於上海キャセイ・テニス・クラブ

八月四日

藤井(彌) 6-3 林(寶華)  
倉光(大) 6-3 邱(飛海)

## ◇野球部

對門司鐵道局

七月六日、長府球場

關 000100000011  
門 00000000000000

七月七日、小倉球場

關 000010002211  
門 00200400000A11  
6A5

朝鮮遠征 於京城運動場

八月三十一日

關 大 2-1 京城府廳

八月三十一日、第一次

川崎コロンビヤ 7-6 關 大

九月一日

關 大 5A-0 朝鮮鐵道局

九月二日、第二次

關 大 11A-5 川崎コロンビヤ

九月三日

關 大 4-3 殖産銀行

## ◇弓道部 (千里山)

合宿 七月二十二日より一週間、靈峰

高野山に於て合宿練習をなす、宿は普賢院、道場は高野山大學弓道場、朝五時か

## ◇陸上競技部

國際學生陸上大會 於アダベスト

全大會に長尾、谷口の兩君參加

百米第一豫選

A 組 3 (10秒8) 谷口

百米準決勝

B 組 4 (10秒8) 谷口

二百米第一豫選

A 組 2 (22秒3) 谷口

槍投決勝 4 (57米70) 長尾

五ヶ國對抗 九月一日、於ベルリン・

ポスト・スタデイオン

三段跳 1 (15米29) 大島

槍投 3 (64米69) 長尾

ら午後三時迄參加者九名にて猛練習を續く、合宿中高野山大學豫科對本學豫科の對抗試合を行ふ、本學は本年四月入部せる部員に拘らず奮闘し接戦であつた。(合宿參加者)

豫一、小林、尾崎、長野  
豫二、菅沼、北川  
豫三、太田  
學部、堀本、澤田、岩井

# 馬術部 (千里山)

## 關西學生誼術會 第七回全國日本學生

馬術選手權大阪地方豫選關西學生乘馬聯盟選手誼術會は、去る七月十一日堺金岡村騎兵第四聯隊にて關西學生乘馬聯盟主催のもとに舉行、聯盟選手十名中、本學より左記五人入選す。

中村、有留、熊田、宮本、龜谷

猶豫選の成績の結果、七月二十八日習志野陸軍騎兵學校にて開催の全日本學生馬術選手權大會關西代表選手として、有留、龜谷、熊田、宮本の四名出場資格を得。

### 四校對抗

滿洲醫科大學馬術部の挑戦を機として、七月十六日日本報國乘馬會馬場にて、滿洲醫大、本學、大阪商大、大阪高醫の四校對抗爭覇戦を舉行す。

本學左の成績を以て快勝す。數字は減點法に依る。

1. 關西大學 八六
  2. 大阪高醫 九八
  3. 滿洲醫大 一三三
  4. 大阪商大 一四六
- (本學出場選手)  
中村、龜谷、宮本、山田



## 參陵會 (專門部第一部)

### 第二次第三回例會 (第廿九回)

新緑の六月十六日河内南部及堺方面に例會を舉行した。大鐵電車終點阿部野橋に集合した者二十三名で、朝來の好天氣に一同元氣旺盛であつた。午前九時阿部野橋發長野で下車する、東へ坂路を行くこと數丁にして河合寺に達す、それより直ちに觀心寺へ向ふ。初夏の太陽は相當暑く感ぜられた。十一時四十分觀心寺に到着する、一同自由參拜後境内の牽蹟を見る、終つて直ぐ近くの第九十七代村上天皇椋尾陵に參る、此處で偶然陸軍大將井上義太郎閣下に會ふ、參拜後觀心寺の入口にて閣下の訓話を拜聽する。訓話の要點によると閣下は乃木希典を崇拜せられ現代の思想悪化の一原因は個人主義、利己主義の結果であると言はれ此れを改善するには各人が協同一致の精神で以て犠牲精神を涵養する事こそ現代社會に必要でありその最も典型的な人こそ乃木希典閣下であると述べられ最後に吾等青年學徒を國家が期待する事大である事を力

説せられ一同非常なる感銘に打たれた。終つて閣下と共に記念寫眞を撮る。斯くして緊張した心を抱き乍ら附近の茶店で晝食をして十二時半此處を去る、樹々の梢を葉生ひしげりて椋尾山は實に目も覺めるばかりの新緑に包まれてゐた。長野より南海高野線で第十八代反正天皇百舌鳥耳原北陵に參る、終つて阪和電車で第十七代履中天皇百舌鳥耳原南陵へ向ふ。參拜後再び電車で最後のコースである第十六代仁德天皇百舌鳥耳原陵に參る。此の御陵は前方後圓の制式で未の方を正面にして三段に築き其の周圍は三重の濠をめぐらし敷地の總面積十四萬坪に及び山陵中の最大のものなりと聞く、今日の全過程二里を超ゆるも一同疲れもみせず元氣に大阪へ歸阪す。

(出席者) 先生、小林、河村(信)。可野、久保田、小川。會員、中岡、飯尾、青木、梶木、宇治田、黒田、貴志、矢吹、山本、甘野、森永、林、笠原、山内、石田、坂本、岡本、島田。

### 昭和十年第一回總會開催

六月二十五日午後三時より學生集會所に於て開催す。先ず定刻副會長開會の辭を述べ、次ぎに皇居及伊勢神宮を遙拜す。終つて小林會長の挨拶、顧問河村信一先

生の御話あり、次いで事業報告、會計報告東京行きに關する件、及び會則一部變更を爲す、續いて同じ顧問の河村宜介先生の御話ありて終りて總務の閉會の辭、萬歳三唱して散會す。

出席者。先生、小林、河村(信)。河村(宜)。可野、袋井、久保田。

會員、中岡、飯尾、青木、大野、紡方、小石、梶木、山本、林、甘野、笠原、奥野、山内、上田、石田、淺野。

### (林、報)

第十二週皇居及大廟遙拜——五月二十七日(月)參加者十二名、二十九日(水)參加者十一名、三十一日(金)參加者十七名  
第十三週皇居及大廟遙拜——六月三日(月)參加者十七名、五日(水)昇格記念日ニ付キナシ、七日(金)參加者十名。  
第十四週皇居及大廟遙拜——六月十日(月)參加者十七名、十二日(水)參加者十六名、十四日(金)參加者二十一名。  
第十五週皇居及大廟遙拜——六月十七日(月)參加者十六名、十九日(水)參加者十四名、二十一日(金)參加者十一名。

第十六週皇居及大廟遙拜——六月二十四日(月)參加者十二名、二十六日(水)參加者十四名、二十八日(金)參加者五名。

# 沙翁の句讀法

大學院研究科 榎本金次郎

「われわれは生れたがらにして沙翁の盲目的解釋者になつてゐる」とはサー・エウolta・ローリの言葉である。われわれ沙翁學徒は出來得る限りこれから脱却するように努めなければならぬ。敢てこれを冒頭に掲げてはしがきにかへる。

沙翁は果して彼獨特の句讀法を有つてゐたであらうか、この問題は簡單に解決されない、と云ふことは彼獨特の句讀法——劇的句讀法若しくは表情術

的句讀法と呼ばれてゐる——を沙翁が有つてゐたと断定するには、材料が貧困であるし、それかと云つてこれを否定するには餘りに薄弱な根據しか見出し得ないことを意味する。その句讀法の存在を否定するも誤であるし、それを否定すること亦誤である。

この詳細な理由を今此處で述べることは許されないが、それが存在してゐるやうに思はれるのは事實である。「今の普通教育を受けた英人にすら沙翁の言葉は舞臺の文句としては餘りに詩的で、殆んど意義を構成してゐない所が多い。もしこの不足を補ふにアクセントの特別な組織から生ずる朗詠吟節の調子に伴つて起る快感を以てしなかつたなら、彼等は殆んど長時間の席に堪へないであらうと思ふ。沙翁は詩人である。詩人の言葉は常識以上の天地を馳け回

つてゐる、と許した以上、之を日にするものも亦常識以上の調子で觀客を釣り込む覺方と覺悟とを具へなければならぬ。要するに沙翁のセリフは能とか謡とかの様な別格の音調によつて始めて興味を支持され得べきであると極めて懸らなければならない」(漱石全集第拾四卷評論雜篇二三七頁)。この際、この漱石先生の言葉は非常によく玩味するべきであると思ふ。

倍て、沙翁の新句讀法とは如何なるものであるか簡單に云へば、一六二三年のフォリオ所謂第一フォリオと初期のクワートーの句讀法に依拠する句讀法に外ならない。一九一一年にパーシー・シンプソン(Percy Simpson)が「沙翁の句讀法」と題する小著を江湖に出すまで、第一フォリオの句讀點はテキスト出版者に殆んど全く顧みられてゐなかつた。この一般の傾向は次のケンブリッジ(二八九四—五)版の序文に明らかである。

「多くの場合に於てフォリオの句讀點よりも全然句讀點のない方がわれわれを誤らしめることが少ないと殆んど言ひ切り得るであらう。その結果われわれは句讀點を附するに當て殆どフォリオやクワートーに依拠せず、大體從來の沙翁テキストを占據して

ゐた傳統的因襲に従つてゐる。」

然るに之に反して新沙翁全集(一九二二—)の出版者クウィラクチ(Sir Arthur Quiller-couch)とウィルソン博士(John Dover Wilson)は「沙翁テキストの完全な校訂」(「テムベスト」七頁)を目論むと共に「古いテキストの微妙な句讀點を現代人の眼に便利な記號に改變する」(同五七頁) 目的を以て彼等自身の句讀法(同五七—六〇頁)をそのテキストに使用した。此處に於て過去二世紀の間墨守され來たつた傳統的因襲が根柢から覆されるに至つた。斯くてこの新句讀法論をめぐつて鼎の沸くが様に議論が沸騰した。新句讀法論と云つてもなかなかに複雑多岐である。併しこれを大體次の二つに大別することが出来るであらう。

一、文法面構文的句讀法と表情術的句讀法との折衷論

二、韻律的劇的句讀法論  
前説を主眼する面々はデヨーヂ・ウインダム(George Wyndham) スムルトン(A. E. Hirston)であり、後説はシンプソン、サリバン(Sir Edward Sullivan) ボラード(A. W. Rolland) ウイルソン等である。前者は次の三つに要約されるであらう。即ち、

一、初期のクワートー並に第一フォリオの句讀點には體系と秩序とが立つて居る。  
二、句讀法には二つのプリンシプルがある。  
その一つはエロキエーションに基礎を置くもので科白を述べる上の様々の休止を表示する。他の一は

構文に基礎を置くもので、構文上の様々なアデクションを區別する。

三、沙翁劇には前述の二つのプリンシプルがならび行はれてゐる。句讀點は文の構成を表示するものであるが、往々構文と何等關係のないエロキューションの休止を表示するものである。

後者は第一フォリオと初別のクオートーの句讀點の混頓を否定し、その合理性と堅實性とを肯定する點(シンプスン著「沙翁の句讀法」一五頁)に於て前者と一致するも、その句讀法と文法並に構文法との本質的非關聯性を主張し、韻律的エロキューションのプリンシプルを強調する點に於て相反してゐる。

この二點に於て一致するが故に後者のグループに入られた前記の四人の學者達の間には可成りの意見の相異があることを記述しておかなければならない。これも亦詳細に報知する餘裕を有さないが、例へばポラード博士が「沙翁の時代には、宛に角詩と劇とを問はず、ソナマ、セミコロン、コロン、フルストップの四つの句讀點は凡て當に文法や構文法と何等の關係もない様々の長さの休止を表示するのみに用ひられ得たし、「往々」用ひられた一(ポラード著「沙翁と劇寫者の闘争並にそのテキストの傳達の諸問題」序論九〇頁)と述べてゐるに對し、ウィルソン博士が「この句讀法は劇的である、即ち、この句讀法は休止と強めと音の擧揚の問題であつて、構文法とは何等の關係もない」(「テムペスト」序論九〇頁)

「フォリオとクオートーにある句讀點、括弧、大文字等は事實連記法上のステイデイレクジョンである。これ等のものは俳優に依止すべき時と長さを指示しその音調を指示し、強めの言葉を表示し、時としてはステイデビデナスをも十分に明示する」(「テムペスト」序論(三七—三八頁)と述べてゐるなどの如き。併し乍ら次の二點、第一フォリオと初期のクオートーとは、沙翁の句讀點を思ひに再生してゐると云ふ點に於て、此等のひとつとの説は一致してゐる。

例へば、次のポラード博士の如きものはその代表的なものであるが、餘りに狂情的である様に思はれる。セトスピーチ (Set speech) に關する限り、クオートー(此處ではリチャード二世の第一クオートーを指す)はそれがそのテキストの言葉を再生せると殆ど同じ本質的確實性を以てこの句讀點をも再生してゐると信ぜしむる理由を有つてゐる」(「沙翁と劇寫者との闘争」序論一九頁)そして「如何なる印刷者と雖もこの毛色のかはつた微妙な句讀法を創造することは不可能である。この句讀法は沙翁が一座の俳優に科自まはしを教へ込んだときの詩句を傳へるものであることに疑をさしはさむ餘地があるであらうか。この句讀法は沙翁が想像せるリチャードの語るアクセントに耳をそばだてつゝ書き下ろし、自ら句讀點を附した詩句をわれわれに傳へるものであることに疑をさしはさむ如何に大なる餘地があるであらうか。此等のコロ、並にコママはリチャード二世が書かれてゐる部屋へわれわれを眞實ぐに入らしめる。そこでわれわれは沙翁が執筆してゐるのを彼の肩越しに見る」(同前論二二頁)

以上非常に簡單ではあるが新句讀法が立脚する論據のアウトラインを記述した積りである。併しこの新句讀法論に對してウィリアム・ポエル (William Poel) サイ・シドニー・リー (Sir Sidney Lee) が反對論を表明してゐる。兩者の反對論は大體次の三つにまとめられ得るであらう。

一、俳優は實演に於て作者の附したる句讀點に全然注意を拂はない。彼等はそれを有害無益なものと考へてゐる。

二、フォリオとクオートーの句讀點はそれがエロキューション的理論に一致せる場合に余校訂の光に照し出しても解決出来ない處の文句の Key-word としての言葉を屢々表示する。

三、この様は句讀法の体系が沙翁によつて用ひられてゐるにも拘らず同時代の作家などに何一つそれに關する記述がない。

これを以て沙翁の新句讀法の存在を否定するには余りにその論據が薄弱である。然らば新句讀法は存在するのであらうか。これはわれわれ沙翁學徒に課せられた宿題である。

# 讀後感

赤羽豊治郎

この著中休暇に寓目した若干の書物に關し、その梗概を誌し、諸賢の參考に供してみよう。

(I) J. Dobretsberger, Freie oder gebundene Wirtschaft. München. 1932.

この書は統制經濟に關する問題を取扱つたものゝ一であるが、これを景氣の變動に關聯せしめて論究せるところに特色がある。氏の根本思想はかうである。統制經濟(拘束經濟)と自由經濟の成立を景氣の振子運動に係らしめ、不景氣は獨占に、好景氣は競争經濟に導くといふのである。普通、景氣の下降の初めに於ては競争の不利益が感ぜられ、活潑なる統制行爲が行はれる。やがて、恐慌がある點。例へば企業者によつてカルテル的協同が厄介視せられるやうになると、反つて從來の拘束は緩和され、更に新しき競争の現出となる。再言すると、經濟生活の拘束形態は景氣の次の段階に於て、新しき競争により、またそれは再び新獨占の形成に交替するのである。従つて、この考は自由經濟から必然的に拘束經濟に至る、といふ發展理論といれないわけであり、常に經濟形態の變遷はジグザクの

道を辿ることになる。例へば、シュマアレンバンツハの如きひとが、固定生産費にカルテル結成の原動力ありと主張すれば、固定費用の經濟組織に及ぼす作用も結局、當時の景氣の狀況如何によつて定まると批評する。經濟形態の交替は景氣の經過に後行するといふのが、この著者の言わんとするところであり、最近の實證的景氣研究もこの認識に到達せんと努めてゐるといへ自費してゐる。が、氏の説くやうに、果して景氣の振子運動が先づ與へられてのち、經濟形態に變化が起るか、又は當時の經濟制度が景氣の動きを左右するかこの問題はわれらに興へられた頗る興味あるテーマであらう。

(II) O. Conrad, Die Todsünde der Nationalökonomie, Wien, 1934.

次は二十五年來、經濟理論にロオドベルツの解釋を引入れ、特異の社會的勢力説を主張するオットオ・コンラッドが、その主著「交換經濟の機構」(Mechanismus der Verkehrswirtschaft. Jena. 1931.) によつて發表せる小冊子である。

氏の所論は極度に勞働價值論的臭味を帯びてゐる。その理論の出發點を完全なる自由競争の世界に求め、社會的生産物は、茲では勞働のみに歸屬すると説き、競争が制限を受くるに及んで、土地、資本が分配過程に参加し、賃銀を蠶食する。地代・利子の如き賃子は

みな賃銀の犠牲に於て齎らされるといふのが、氏の學說の大意であつて、そこにわれらはリカアドやロオドベルツスの主張の變つた形で再現されてゐるのに氣附くことであらう。この書に於て特に興味のある章は利子に關する箇所である。かれにすれば、利子の發生は資本量の缺乏に基因する。また資本に生産力あることを強調する。資本は勞働を効果的にし、勞働收益を増加せしむ。従つて、生産單位は少き勞働費用を以て生産される。すなはち資本は勞働と勞働費用を節約する。利潤は勞働費用の節約により發生し、その大小は節約額と正比例する。かゝる生産力ある資本の所有は現在制限せられてゐるが故に、企業者はこれを貸借の形式によつてこれを利用しなければならぬ。その對價として利子が支拂れるが、その源泉は利潤である。而も「この利潤はその本源的形態に於ては生産利子である」(S.31)

次に、問題は資本所有者の競争によつても、何故に利子が消滅しないか、といふことにあるが、これに關し氏は、かゝる競争は各種の生産部門に於ける生産資本の利子並びに一切の貸借利子に亘るところの利子均衡の傾向(普通利率の存在)を實現せしむるから、利子は消滅しないとみる。すなはち、この傾向あるに基き個々の資本利用の部門の資本利子は繼續的に廢除せられるものではない、むしろ一切の資本利用部門に於け

る利子が同時に廢除せられ、普通利率が零點に低下するときのみに消滅する、と説いてゐる。われらはこれらの所説から(1)利子發生の機會は資本獨占に基く(2)利子の源泉は資本の貸銀節約による餘剩價格(3)普通利率が營利力に限界を與へること、等を學ぶのであるが、かれみづからは第一の點を重視し、利子は競争の制限に基いて發生する利潤であるから、單に資本の『生産貢獻』に對する報償とみないのである。

(III) O. Morgenstern, Die Grenzen der Wirtschaftspolitik, Wien 1934.

最後に、このオスカア、モルゲンシュテルンの著書を読みよう。氏はハイエク、ロオゼンシュタイン、ロオダンと併んで新維納限界學派に屬する新進氣鋭の學者であつて、これは氏が經濟策理論に於ける最初の著述である。

氏は先づ經濟理論と政策とを峻別し、前者より後者を引出す試みを排斥する。理論は事實の孤立化、抽象化の方法によつて論理的に統一化したものであるからこれをその儘、現實に適用することはできない。また理論はわれらの經驗から得た成果であつて、現實自體が可變的・流動的特質をもつが故に、理論も不動確定たり得ない。いまこれらの議論を繰て、本書の核心をなす『經濟政策の不動確定的體系』なる章に入るのであるが、そこにはかゝる体系的樹立の困難が説かれ、

結局問題は、個々の方策は若干の指導觀念によつて整序せられるか、又はそれらの諸方策の間にそれら相互に聯絡する作用の關聯があるか、に歸着するとす。順序として前者をみやう。かゝる指導觀念の要求は凡ゆる經濟的方策の意義的關聯の簡明であり、この要求は『社會的に價値の最高なもの』に向けられる。これはもともと價値の目的設定の領域に屬し、經濟理論の携はるべきものではない。殊にこの『價値の最高なるもの』には、經驗的・現實的に、一義的決定性が附與せられてゐないから、經濟政策に意義關聯が求め難いとみる。また、假令それが可能であつても、(1)經濟政策自體は經濟理論から抽出されず、(2)常に現實的であつて先驗的特質をもたず、(3)而も一切の可能又は既存の具體的諸方策を包括することには變りがない。(S. 45) 次は後者であるが、氏は經濟的諸方策が實際、相互依存の關係に立つと主張する。この特性はもちろん經濟事實の相關性に由來するのであつて、それぞれ經濟的方策が既設または着手せんとする他の一切の施設に作用を及ぼす事實に着目せられてゐる。これは他の政策理論家、例へばブラウンによつても注意せられてゐるし、また經濟の函數的性質を高調する人々の夙に氣附けるところである。(Siehe M. Braun, Theorie der sozialen Wirtschaftspolitik, Wien, 1929) この事實に關聯して、氏が説いてゐる『經濟政策の實際的融合の原

則は尊重せられていゝ。この原則は經濟の相關的事情が遂ひに無心にも、行爲者の懐へ相反的希望が互に結合され融合するといふのであつて、具體的には經濟的諸方策の全體的關聯は價格の關係に還元され、如何なる方策施設もそれが何等かの作用を備へる限り、必ずその作用は價格變動として現はれる、となすのである(Morgenstern, S. 48.9)

かく、氏は經濟的諸施設の統一化はかゝる方策設定の前提たる目的に置かず、それら方策の作用の關聯に求むるのである。この關聯は矛盾なく調和せられることを要する。(S. 49.20) たが、その判定は經濟政策の任務に非ず、經濟理論に委ねらる。

(昭和拾年八月二十八日)

今井次郎解説  
阿閉吉男  
那須京一譯註

## ハンス・フライヤア社會學

平井孝道

本書はドイツの新銳社會學者ハンス・フライヤアの「社會學序論」(Einführung in die Soziologie, 1931)の譯書である。

フライヤアの數多き述作の内にて、社會學者としての彼の名聲を確立したるものとしては *Soziologie als wirklich Keitwissenschaft*, 1930 「現實科學としての社會學を擧げねばならぬ。勿論彼の所説を詳細に論究するには、此の書に據るを至當とするも、前者が簡便であり、此の稿の目的でもある。本書は東大社會學科の人々によつてなされたものであり、各節末には忠實なる註解が加へられ、而して冒頭には今井次郎教授の「序並びに解説」がある。

かつて哲學科在學中フライヤアの此の原著を読んだ筆者は、此の譯書に特別の親しみを感じ、それだけ翻譯の勞作が兩君によつてなされたことを喜ぶものである。

扱つてフライヤアの社會學上に於ける學問的地位に就ては、彼が此迄に於ける社會學的傾向を集成せんと企て、而して可成りに成功している點である。

即ち古くは哲學主義と科學主義、中にしては歴史主義と論理主義、近くしては集團主義と過程主義と形象

主義、此等を通して概念的純學問主義と現實的實際効果主義からした社會學に於ける方法的差違を持つた諸傾向を可成りに集大成して「豊富なる直観、繼續的なる觀察自由なる着眼」を以つてせる現實的體験を尊重し、此の體験を認識的基礎として「社會形成の幾何學」に類することなく、而も又「社會形象の靜學」に逸することもなしに能く「客觀的社會形象の形式と其中にある主觀的的人間性の實質に着眼し」且つ「認識的近距離よりして社會の個別的肉官的考察に囚はれることなしに其場合々々適當なる認識的距離よりせる全體「相存性」に着目し、「類型的社會構造の公式化を求むると共に、社會流轉の合法則性を發見するに努めるのが社會學の本質であり、隨つて社會學は必然意識的に現實現在の社會諸問題に關心を纏けるの傾向にあるとする。(序並びに解説)

フライヤアが此の書に於て最も主力を注ぎしは社會科學一般の對象領域と思考さるる歴史的社會的實在に關する説明である。

精神的科學が取扱ふべき精神的歴史的世界は、彼によれば、二方面に分類し得る。即ち精神的内容、意味、聯關、精神、客觀的精神、對象層、ロゴス等の言葉を以つて言ひ表はされる側面とである。

體系的諸文化科學は前者に成立するロゴス科學であり、後者の領域に成立するものは、社會學を始め心理學、歴史等の現實科學である。

しからば、精神的客觀的諸形式(ロゴス)から區別さ

れる社會的形象(歴史的社會的實在)の特性は何であるか。それは(一)生よりの形式(二)歴史性(三)現在性である。此の三基本的特質は各々その契機たる事によつて、一の辯證法的系列を爲すものである。(第一章一三四頁)

第二章に於ては、社會學史を取扱ひ之を前史(第一節)英佛社會學(第二節)獨逸社會學(第三節)に別ち、更に第三章に於て現代社會學の諸傾向として(一)機械論的社會學(二)生物學的社會學(三)形式社會學(四)普遍主義的社會學(五)心理學的社會學(六)歴史社會學(七)綜合的體系形成を略述し簡單なる批評を試みている。

斯くて彼は現實科學としての社會學(第四章)に於て社會學の體系を形成せんと企圖し、社會的事實の本質から、その構造概念が心理化され、歴史化さるべきを必要とす。

次いで社會學的構成概念の主要例として(一)共同社會(二)利益社會(三)身分社會(四)階級社會を擧げ、社會學の對象としての「現在」を論じてゐる。

社會的現實がその如何なる構造に於ても相互的聯關に於ける人間に外ならぬ如く、社會的現實の運動は常に且つ本質的に人間的意欲である。

我々は社會的現實を意欲的に共同して構成し、歴史を促進せしむる事に依つて思考する。

斯くて社會學は現實科學であると共に同時にエトス科學である。

(昭和十年八月發行、東京雄風館書房、定價一圓八十錢)



# 校友會員名簿について

昭和十年版校友會員名簿は目下印刷準備中であり、未だ申込なき方は左欄申込書により基金御拂込願ひます。

昭和十年九月

關西大學學報局

## 申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 昭和

年 學部 專門部

科卒業

- 一、勤務先
- 一、現住所

## 滿洲通信

(中略) 小生當地赴任以後も頗る元氣與へられたる大使命の下に愉快な日を送居候。仕事は今迄の如く警察と云ふ限られたる範圍に止まらず、行政一般にわたるだけに面白く、然も對象は直接民衆に及ぶ爲めむづかしく、理論に非ずして實際政治を要求せられ、之こそ我々の眞の王道政治の行者なりと存候。

思ふに、現下の滿洲國の政治は封建時代のそれに匹敵するものにして、之を今直ちに明治七十年の日本の今日にあてはめんとするは民政の實態を知らざる大なる錯誤に候。現下の滿洲國に於て、法治政治適當ならず、如何に多くの法律を作り、之を以て三千萬民衆を統治せんとするもそれは單なる机上の空論、實際を知らざる日本現代式な考へ方に候。其處で我々の行はんとする政治は、所謂「人情と徳」の政治に候。我々政治を行はんとする者は飽く迄も民衆の味方であり、先づ苦しめる民衆よりその横から奪掠する匪賊をなくし更に上から苦しめつゝありし悪しき役人の搾取をなくし、然も民衆より一錢でも負擔を少くし、安らかな生活を爲さしめ彼等を富ます事こそ眞に我々使命なり。之こそ王道政治の實際なりと存候。

着任後直ちに鄉村制度施行の大問題に直面し目下調査研究中、八月中に建案を完成し、九月より六ヶ月間先づ其の指導員を養成準備の完璧を期し、來年三月より省内各縣に一齊に施行する積りに候。錦洲は御承知の如く南滿の南滿、果物産る滿洲中、氣候最も温暖なる地に候。

然も海に近く、爲めに夏は涼しく冬は暖かく、滿洲唯一の不凍港蘆島港を持ち、錦洲の町より蘆島迄汽車で一時間半、夏は海水浴も出来て、錦洲の町は日本人にとつて最も住み易い處に候。更に、省内十二縣、何れも他の省の各縣より財政的にも豊かにして、最低二十萬より四十萬の財政を有するものにして因に面白い事には省最南、北支に接する綏中縣は日本明治十八年の新蕩縣の豫算に匹敵してゐるとは、當に、滿洲國一等縣文化最も高き綏中縣は丁度明治十八年時代なる事を物語る唯一の材料に候。

(以下略)

右は昭和九年専門部第一部法科出身の中村興君より武田主事宛の近信。中村君は大同學院卒業後民政部警務司を経て今般錦洲省公署民政廳行政科屬官に榮轉した。

大正十一年六月十五日創刊  
昭和十年九月十日印刷  
昭和十年九月十五日發行

不許複製  
編輯人 神屋敷 民藏  
印刷所 谷口印刷所  
發行所 關西大學學報局

大阪府東淀川區長柄中通  
天六學舎 關西大學  
電話 堀川 一〇三九  
堀川 一七〇〇  
堀川 二六七五  
千上山學舎 關西大學  
大阪府外千上山  
電話 堀川 一〇三九  
堀川 一七〇〇  
堀川 二六七五

關西大學  
教授

吉田一枝著

本月廿日發賣

# 日本憲法特質論

菊判一〇八頁

定價 七〇錢  
送料 六〇錢

關西大學  
教授

岩崎卯一著

菊判四九頁  
定價三五錢  
送料四錢

## 日本憲法の社會學的理解

帝國憲法を法律學以外の見地より論評せる小論文であるが、根本資料を憲法の告文、勅語、前文並に第一條及び第四條に求め、社會學上の共同社會關係及び利益社會關係の理念型に依り闡明してゐる。

大阪商大  
助教授

近藤文二著

本月廿日發賣

# 保險經濟學

第一卷

菊判上製二二八頁

定價 一・八〇錢  
送料 一〇錢

日本憲法は日本國家の存在に關する根本的に重大な規範である。日本憲法は日本國家三千年特有の歴史國情傳統慣習社會民族精神確信國民性等の渾然融合一體化せる天壤無窮の國體に基いて制定せられたものである。即ち日本憲法は之の千古不易の國體を明徴にしたものである。こゝに日本憲法の特質が見出されるものである。然し我が憲法はかゝる特異性を有するにも拘はらず又一面に於て諸外國の憲法と一脈相通する普遍性をも包含するものであるから、この特異性と普遍性との比較對照結合歸一の可能を俟ちて始めて日本憲法學はよりよき研究に近づきことを得るであらう。……然も尤も簡明直截に日本憲法の特質を抽出しその要旨の描寫に努めたつもりである……。著者序文の一節。

關西大學  
教授

岩崎卯一著

菊判七〇頁  
定價四〇錢  
送料四錢

## 日本憲法學論の現實科學的把握

精神科學的認識方法を採用して我憲法學に於ける諸家の著述に検討を加へたもので、殊にそれが從來憲法學の方法論的研究が等閑たるを指摘し痛烈な批判を加へ我憲法學界に一大刺戟を與へた。

保險の本質はこれを經濟現象として、即ち、經濟學の對象として考察する場合に始めてその真相を明にする。しかるに從來、保險に關する研究といへばその多くが保險の技術や法律に關するものであつて、保險を經濟學の立場から統一的に取扱つたものは極めて稀である。本書はかゝる缺陷を補足せんため、經濟現象としての保險の本質を特に資本主義の發展と結合して考察し、それが資本主義社會に於ける役割を闡明ならしめんと試たものである。殊に第一卷は保險學とは何ぞやを論じ、著者の學問上の立場を明にすると共に保險の發展を段階的に展開せしめ、保險が資本主義の縮圖であることを明白ならしめた、正に本書中の壓巻である。